

## 都道府県独自の荒廃農地対策事業一覧（令和6年4月時点）

注1：掲載事業は、全ての事業を網羅したものではなく、各都道府県の判断により報告のあった事業である。

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東北局	岩手県	-	いきいき農村基盤整備事業	市町村等	県内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の発生防止、農作業の効率化及び農業・農村の維持・発展	耕作放棄地の発生防止（障害物除去、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。 ①耕作放棄防止（発生防止） ②耕作放棄防止（土壌改良）	①20,000円/10a ※上限200万円 ②25,000円/10a ※上限200万円
	宮城県	-	最適土地利用支援事業	市町村等	県内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の発生防止、農作業の効率化及び農業・農村の維持・発展	遊休農地の荒廃解消から有効活用へ繋がる再生・再利用作業や、多様な担い手へのマッチングを行う取組を支援 1 地域活性化対策（ソフト事業） ①農地最適化利用計画策定支援 ②最適土地利用に関する推進活動支援 2 再生農地・再利用対策（ハード事業） 耕作放棄地の発生防止（再生作業、土壌改良、鳥獣害対策、遊休農地作付支援等）に係る経費の一部を補助	1 上限300千円 2 補助対象経費のうち1を除いた額に2分の1を乗じて得た額以内 ※1と2合わせて上限10,000千円以内
	秋田県	-	県単遊休農地再生利用事業	認定農業者、認定新規就農者、農地所有適格法人、集落営農組織、基本構想到達者	県内全域	過疎化や高齢化の進行による担い手不足を背景に、遊休農地が急激に増加しており、周辺での病害虫や鳥獣による農作物被害の発生など、周辺に悪影響を及ぼしていることから、遊休農地を解消し、担い手による農地利用を促進するため、本事業により支援する。	遊休農地の営農活動に係る経費の一部を補助 ・再生利用活動 雑木刈払、集積、抜根、耕起等 ・土壌改良 土壌改良材の調達、深耕作業等 ・営農定着 営農資材等の調達、導入作物の絞り込み、適性確認等 ・条件整備 暗渠排水、湧水処理、素掘り明渠等	県：1/4以内 ・再生利用活動：上限25千円/10a ・土壌改良：上限10千円/10a ・営農定着：上限10千円/10a ・条件整備：上限50千円/10a
	山形県	-	やまがた農地リフレッシュ&アクション事業	新規就農者等	県内全域 (農用地区域)	荒廃農地の再生及び利用促進、担い手の確保・育成	荒廃農地等の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）及び営農定着・粗放的利用に係る経費の一部を補助。	県：1/4 市町村：1/4以上 ※県と市町村あわせて1/2以上
	福島県	-	遊休農地等再生対策支援事業	市町村等	県内全域	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）及びそれに付帯して行う条件改善整備（暗きょ排水、客土等）の取組に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限100万円未満
	関東局	茨城県	-	中山間地域農業基盤整備促進事業	市町等	県内全域 (中山間地域等直接支払制度の対象地域)	耕作放棄地の再生、利用促進、農業者育成及び中山間地域の活性化	中山間地域における水田への畑作物導入等のために行う簡易な基盤整備（畦畔除去（段差修正含む）、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、耕作放棄地解消、電牧柵等）に係る経費の一部を補助。
栃木県		-	農地いきいき再生支援事業	地域協議会	県内全域 (農用地区域)	遊休農地の再生及び担い手等への集積・集約化促進	遊休農地等の再生作業（刈払い、抜根、深耕、整地、土壌改良及び放牧に係る簡易柵の整備等）に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a
群馬県		-	遊休農地再生利用事業	市町村	県内全域 (遊休農地等)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の再生作業、発生防止に係る経費の一部を補助。 ①発生防止（推進事業） 農地の更なる荒廃を防ぐ取組に要する経費（遊休農地の予防等の取組に係る消耗品、燃料費、研修会費、啓発資料作成等） ②再生利用・集積（伐採・抜根、整地等） 荒廃した農地（1号遊休農地）の再生に要する経費（樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等）	①1/2以内 ※上限100,000円 ②1/2 ※中山間地以外：上限25,000円/10a 中山間地：上限50,000円/10a
神奈川県		-	市町村事業推進交付金（農とみどりの整備事業）	市町村等	県内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の発生防止、再生、担い手等への農地集積・集約化の促進及び景観形成	基盤整備、施設整備及び耕作放棄地の再生作業等に係る経費の一部を補助。	県：1/2 ※耕作放棄地の発生防止及び解消を目的とした農業機械の導入：3/10
		-	荒廃農地復旧流動化推進事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生、担い手等への農地集積・集約化の促進及び農業の持続的な発展	担い手への農地中間管理機構との長期契約等を条件に、簡易な基盤整備を行う。	10/10

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	神奈川県	-	かながわホーム ファーナー事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、農地の保全、住民 の農業体験の機会創出及び担い手育成	耕作放棄地の再生作業及び農園の体験研修に係る経費を補助。	10/10
		-	かながわ農業サ ポーター事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	担い手育成、耕作放棄地の再生及び利 用促進	担い手の育成(認定希望者支援、かながわ農業サポーター支援等)及び 耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、客土、有機物投入 等)に係る経費の補助。	10/10
		-	オレンジホーム ファーナー事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、農地の保全及び住 民の農業体験の機会創出	耕作放棄地の再生作業及び農園の体験研修に係る経費を補助。	10/10
		-	飼料畑貸借等推進 事業	県	県内全域 (耕作放棄地)	県産飼料作物増産、効率的な飼料作物 の生産	農地中間管理機構の機能を活用して、飼料生産基盤となる農地を集積 するため、荒廃農地等を復旧し貸借を推進するための委託を実施。	10/10
	山梨県	-	機構借受農地整備 事業	農地中間管理機 構、市町村	県内全域 (農地中間管理権 取得農地)	担い手等への農地集積・集約化促進	担い手等のニーズに合った農地整備(再生作業、農業用排水路の整 備、暗渠排水、農用地保全等)、果樹棚・ハウス施設等の修繕に係る 経費を補助。	200,000円/10a以内
		-	耕作放棄地等再生 整備支援事業	市町村、土地改良 区等	県内全域	耕作放棄地の再生、発生防止及び利用 促進	耕作放棄地等の再生作業(ほ場整備、農道整備等)に係る経費の一部 を補助。	1/2
		-	やまなし担い手サ ポーター農地整備事 業	機構借受農地整備 事業：農地中間管 理機構、市町村	県内全域 (農地中間管理権 取得農地)	担い手等への農地集積・集約化促進	担い手等のニーズに合った農地整備(再生作業、農業用排水路の整 備、暗渠排水、農用地保全等)、果樹棚・ハウス施設等の修繕に係る 経費を補助。	400,000円/10a以内
		-		地域計画実現支援 事業：市町村、土 地改良区等	県内全域	耕作放棄地の再生、発生防止及び利用 促進	耕作放棄地等の再生作業(ほ場整備、農道整備等)に係る経費の一部 を補助。	1/2
	静岡県	-	荒廃農地再生・集 積促進事業	認定農業者等	県内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生、利用促進及び担い手 等への農地集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良等) ②施設補完整備(基盤整備、農業体験施設整備等)	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		-	荒廃農地等を活用 した活動団体支援 事業	団体等	県内全域 (農業振興地域)	荒廃農地等の再生、保全管理及び地域 振興の推進	荒廃農地又は荒廃農地になるおそれのある農地の管理及び地域振興に 資する取組に係る経費の一部を補助。	県：1/2 ※上限200千円
北陸局	新潟県	-	遊休農地再生作業 支援事業	市町村等	県内全域 (市町村単独事業 採択農地)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促 進	遊休農地の再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び土壌改良(肥 料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)に係る経費の一部を補助。 補助。	市町村等の補助額の1/2以内 ※上限：25,000円/10a
	富山県	-	美しい農村景観整 備事業	地域協議会等	県内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生、利用促進及び景観形 成	荒廃農地の再生作業(障害物除去、草刈り、深耕等)及び景観形成 (景観作物、種苗等の購入)に係る経費の一部を補助。 ①復元整備(一般型) ②復元整備(景観改善型) ③活用促進事業(一般型) ④活用促進事業(景観改善型) ※①及び③、②及び④はセットで取り組むことが要件。	市町村が、下記の通り県が補助する額 の2倍以上の補助を行う。 ①県1/4以内、上限25,000円/10a ②県1/2以内、上限50,000円/10a ③県1/4以内、上限10,000円/10a ④県1/2以内、上限25,000円/10a
東海局	岐阜県	-	遊休農地等利活用 促進事業	農業者等	県内全域 (農用区域)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用 促進	耕作放棄地の解消、再生作業に係る経費の一部を補助。 【不作付け解消活動タイプ】 ①不作付け解消(深耕・整地・排水改善・障害物除去) 【再生利用活動タイプ】 ②再生活動(深耕・整地・排水改善・障害物除去) 【両タイプ対象】 ③土壌改良 ④刈払 ⑤重機を使用する場合	①補助対象経費の1/4以内又は10,000 円/10aのいずれか低い額 ②補助対象経費の1/4以内又は25,000 円/10aのいずれか低い額 ③補助対象経費の1/4以内又は12,500 円/10aのいずれか低い額 ④補助対象経費の1/4以内又は6,000円 /10aのいずれか低い額 ⑤補助対象経費の1/4以内又は50,000 円/10aのいずれか低い額
近畿局	京都府	-	機構条件不利農地 整備支援事業	市町村、農地中間 管理機構、農業者 及び農業者等が組 織する団体	府内全域 (農地中間管理権 設定農地等)	担い手への農地集積促進、営農条件の 改善	市町村、農地中間管理機構、農業者、農業者等が組織する団体が、農 地中間管理事業による農地集積とあわせて、営農条件の改善のための 簡易な基盤整備を行う場合、整備に関する経費について補助。	補助対象経費の2分の1以内(補助対 象経費の取組区分：農業用排水施 設、農道、暗きょ排水、客土及び除 磔、区画整理、農用地保全、基盤整備 用機械、鳥獣害防護柵、再生作業、土 壌改良)

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
近畿局	大阪府	-	農空間づくりプラン事業	大阪府都市農業の推進および農空間の保全と活用に関する条例に基づき知事が認定する、農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会	府内における農空間保全地域 (・生産緑地法第3条第1項に規定する生産緑地地区の区域 ・農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域 ・市街化調整区域内のおおむね5ヘクタール以上の集団農地の区域 ・ほか、知事が長期にわたり保全することが適当と認める区域)	農空間保全地域の農地の利用促進	農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会による農地の利用促進に関する計画の策定にかかる経費や、計画に基づく地域の協力による農道や水路、市民農園の整備、遊休農地解消の復田のため行われる除草、再耕起などの作業に係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費の一部を補助。	1/2以内 ※事業費100万円以上
	兵庫県	-	農地有効活用総合対策事業（うち耕作放棄地再生・活用支援）	市町、農業委員会等	県内全域（1号遊休農地、再生利用が困難な農地等）	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業等に係る取組を支援	1号遊休農地：30,000円/10a 再生困難な農地：50,000円/10a
	奈良県	-	なら農地有効活用地域ゾーニング推進事業	農業者等	県内全域（農地中間管理権設定農地等）	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）、耕作放棄地の再生作業と併せて実施する補完整備（農業用排水、農道、暗渠排水等）に経費の一部を補助。	1/2以内
	和歌山県	-	和歌山版遊休農地リフォーム加速化事業	農地中間管理機構（県農業公社）	県内全域（農地中間管理権設定農地等）	遊休農地の解消及び担い手等への集積・集約化促進	担い手等への農地集積・集約を促進するため、農地中間管理機構が一団農地に含まれる遊休農地をリフォームし、貸付・売渡を行う取組を支援。	10/10 ※ただし、解消面積10a当たりの補助金の交付上限あり。
中国四国局	鳥取県	-	機構中間保有地再生活用事業	(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構	県内全域（中間管理権を設定した荒廃農地）	荒廃農地の再生・活用	雑木や果樹棚等の障害物除去、深耕・整地、廃棄物処理、土壌改良に係る経費を補助	県：1/2、市町村：1/2
			ブロック一産地の広域化・生産強化総合対策事業	生産組織、JA、農業者、法人等	指定なし	ブロック一産地拡大のための、農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策	農地の良好な生産環境維持及び条件整備・廃園対策（基盤整地・土壌改良（石礫除去・用水施設等）、果樹棚（ハウス）撤去・老木撤去・除根等）	市町村が負担する率と同率以内（上限1/2）
	島根県	-	農地有効利用支援整備事業	市町村、土地改良区	県内全域（市町村長認定農地）	耕作放棄地の発生防止、農地の利用促進及び食料自給力向上	耕作放棄地のおそれのある農地やこれに関連する農業用施設の簡易な整備に係る経費の一部を補助。 ①農業用排水施設 ②暗渠排水 ③客土 ④区画整理 ⑤土壌改良 ⑥鳥獣侵入防止施設 ⑦農用地の改良又は保全 ⑧営農用水施設 ⑨農道 ⑩臨時の用排水対策	1/2

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
中国四国局	岡山県	-	有休農地畑地化等促進事業（旧荒廃農地再生・活用事業）※R6組替新規	市町村	県内全域（農用地区域）	荒廃農地を活用し、新規就農者等の育成を図る市町村を支援することで、荒廃農地の再生・活用を図る。	①再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地等） ②畑地化整備（暗渠排水、客土等の畑地化に係る簡易基盤整備）	①再生作業 助成対象事業費の1/4以内 ②畑地化整備 助成対象事業費の1/4以内 ただし、助成対象者ごとの県補助額の上限は①10万円以内、②40万円以内
	徳島県	-	耕作放棄地再生支援事業	農地中間管理機構（県農業開発公社）	県内全域（市街化区域以外の1号遊休農地）	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地を借受けた者に対し、再生作業に係る経費を支援 農地中間管理機構を通じて5年間以上、転貸されること	作業に要する経費 【定額】 定額70,000円/10a
	香川県	-	遊休農地等利活用促進事業	農業者等	県内全域（遊休農地等）	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 【再生利用】 ①再生作業 ②土壌改良 ③営農定着 ④基盤整備 【発生防止】 ⑤簡易な基盤整備等 【体験農園整備】 ⑥体験農園整備作業	①県：6/10（60,000円/10a） 市町：3/10（30,000円/10a） ※定率は、重機を用いて作業をする場合に限る。 ②県：30,000円/10a 市町：15,000円/10a ③県：30,000円/10a 市町：15,000円/10a ④県：6/10 市町：3/10 ⑤県：3/5以内 市町1/5 ⑥県：1/2以内（上限100万円）
		-	耕畜連携自給飼料確保推進事業	農業者等	県内全域（遊休農地等）	遊休農地の再生及び畜産農家における自給飼料の確保促進	耕種農家と畜産農家が契約を締結し、耕種農家が、遊休農地において畜産農家が求める自給飼料を生産し、畜産農家が、生産された自給飼料を購入する場合、耕種農家に対して、遊休農地の再生利用に要する経費の一部を補助。 【再生利用】 ①再生作業 ②基盤整備 ③地力向上堆肥散布	①②県：300,000円/10a以内 ③県：10,000円/10a（自給飼料を生産するほ場に、耕種農家が協定に係る畜産農家が製造する堆肥を散布した場合に加算）
	愛媛県	-	担い手総合支援事業	集落営農組織（事業主体は市町）	県内全域	集落営農組織の新規就農者が活用するために荒廃農地を再生	集落営農組織が農地集積した荒廃農地を再生し、新規就農者が活用できる農地への改善を支援する。	県1/3以内
	高知県	-	優良農地再生緊急対策事業	①市町村 ②土地改良区、法人（JA等）、農業者	県内全域（基盤整備済みの農地に限る）	基盤整備地内の放置ハウスの撤去等による農地の再生利用と、放置ハウス発生防止に向けた関係機関の連携体制の構築。	基盤整備された優良農地に放置されている園芸用ハウスを撤去し再生利用するための費用を補助する。また、再生にあたって、関係機関の連携体制の構築による推進体制づくりに要する経費にも補助することで、再発防止に向けた地域の体制構築を支援する。 ①推進事業 放置ハウス発生防止の体制づくりに要する経費を補助する。 ②優良農地再生事業 基盤整備済みの優良農地内にある障害物等（放置された園芸用ハウスやその付帯設備）の撤去費用を補助する。 上記と併せて、雑草等の伐採、除草、抜根、残渣処理費用を補助する。	①推進事業 定額（上限額50万円） ②優良農地再生事業 県1/2（県費補助上限額：75万円/10a） 市町村1/2以内

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
九州局	熊本県	-	耕作放棄地有効利用促進事業	市町村等	県内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び営農定着に係る経費の一部を補助。 ①再生作業（中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織） ②営農定着（中心経営体、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織）	①30,000円/10a ②10,000円/10a
沖縄局	沖縄県	-	荒廃農地利用加速化事業	認定農業者等	県内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（障害物除去、伐採、抜根、深耕、整地等）及び土壌改良に係る経費の一部を補助。	県：1/2 ※上限：10,000円/1a 市町村：1/4以上

## 市町村独自の荒廃農地対策事業一覧（令和6年4月時点）

注1：掲載事業は、全ての事業を網羅したのではなく、市町村の判断により報告のあった事業である。

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率	
東北局	青森県	弘前市	弘前市遊休農地再生事業	農業者等	市内全域 (農地法第32条第1項第1号に規定する農地)	遊休農地の再生、農地の有効活用並びに農地保全による生活環境及び地域の景観維持	遊休農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。 ①補助対象経費が100,000円/10a以上かつ、以下ア～ウの作業を一つ以上実施する場合 ア：径が6cmを超える樹木を抜根する作業 イ：対象農地の全域をトラクター等で2回以上耕耘する作業 ウ：対象農地の全域の土壌改良を伴う作業 ②①以外	①50,000円/10a ②補助対象経費又は25,000円/10aのいずれか低い額	
		藤崎町	藤崎町遊休農地再生促進事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、有効活用及び生活環境等の維持	遊休農地の再生活動（障害物除去、深耕、整地作業等）に係る経費の一部を補助。	補助対象経費又は50,000円/10aのいずれか低い額	
		西目屋村	西目屋村美しいトチの森推進事業	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、発生防止及び利用促進	耕作放棄地において、トチノキの植樹を支援。	トチノキの苗木支給 ※上限：40本/人	
		田子町	田子町耕作放棄地再生対策事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。 ①重機を使用する場合 ②重機を使用しない場合	1/2以内 ①上限：50,000円/10a ②上限：25,000円/10a	
岩手県	葛巻町	遊休農地解消対策資源循環推進事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地リスト掲載農地)	遊休農地の解消、特産品開発による産業振興及び資源循環型社会の構築	耕作放棄地等になたねを作付を行う場合に要する経費の一部を補助。	15,000円/10a		
		遠野市	遠野市農地利活用推進事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地、不作付地を再生することにより、農地の有効活用による地域農業の発展並びに農地保全による生活環境及び景観等の維持を図る	・地域住民に危険や迷惑を及ぼす耕作放棄地を再生する事業 ・周辺地域の自然景観に適した景観作物の作付け、又は地力増進のために整備する事業 ・不作付地において農業を再開又は景観作物を作付けする事業 上記、3事業の経費に対し補助金を交付	①耕作放棄地の再生利用 5万円/10a又は再生費のどちらか少ない額 ②再生する農地と一体的に再利用を図る隣接農地 2万円/10a ③不作付地の農業再開 3万円/10a又は再開費のどちらか少ない額	
		金ヶ崎町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の解消及び再生活用	①耕作放棄地の除草及び障害物の除去作業 ②耕作放棄地の除草及び障害物の除去作業と合わせて行う深耕、整地及び作付け作業	①5,000円/10a ※交付回数2回まで(ただし、同一年度に1回限り) ②10,000円/10a ※交付回数1回まで	
		大槌町	耕作放棄地等解消支援事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	農業者の生産活動及び農業の普及活動の推進	1年以上作付け実績がない農地等の解消に係る経費の一部を補助。 ①砕石ロータリー等による土づくり ②耕作放棄地の解消に必要な種苗代や機械器具（附属品及び部品を含む。）等	10,000円/10a ※上限：30,000円/人、団体	
		宮古市	耕作放棄地解消事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生、利用促進及び生産性の高い農業の確立	耕作放棄地等の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：100,000円/10a	
		九戸村	耕作放棄地再生利用対策事業	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。	上限：25,000円/10a	
		二戸市	農業用施設等整備事業	農業関係団体等	市内全域 (耕作放棄地)	農地及び農業用施設を整備することにより農業の振興を図る	農業関係団体等が計画性を持って取り組む農地の区画変更や植栽等の景観向上対策など耕作放棄地対策として実施する改良保全事業に要する経費の一部を補助。	1/2以内 ※予算の範囲内	
		宮城県	大衡村	農業環境整備支援事業	農業者等	村内全域	農業生産環境基盤の整備・維持補修	農業生産基盤としての農業用施設の整備、維持管理に係る経費の一部補助。 ①畦畔撤去・補修、用排水施設整備、農地維持施設整備 ②農道整備、水路整備・改修 ③設備改修、農業用取水堰維持・改修支援 ④ため池整備・改修支援 ⑤新規就農者雇用支援	①資材費及び油脂代金の70% ②資材費及びリース代金(オペレーター含)、油脂代金の70% ③請負代金額の50% ④作業標準料金単価の50% ⑤60歳未満：100,000円/人・年 60歳以上：120,000円/人・年

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率	
東北局	秋田県	横手市	果樹産地再生等事業	農業者等	市内全域 (放任園、廃園)	農家の営農意欲向上促進及びより強い産地の再生	病害虫の発生による品質劣化を予防するため、放任園及び廃園の樹木の伐採・抜根に係る経費の一部を補助。	2/3	
			災害対策農地集積事業	農業者等	市内全域	自然災害により被災した農家の農地に新たに利用権を設定した農業者等の農用地の利用を支援し、耕作放棄地拡大の防止を図る	自然災害により被災した農家の農地を新たに利用権を設定した農業者等の農用地の利用に係る経費の一部を補助	新規に田・畑は3年以上、樹園地は5年以上の利用権を設定 田・畑：10,000円/10a 樹園地：150,000円/10a	
			中山間地域等農業経営継続支援事業	農業者等	市内全域の中山間地域	中山間地域等の条件不利農地における農業生産活動を支援し、農業経営及び農村の維持及び次世代への継承を図る	中山間地域等の条件不利農地を新たに借り受けて行う農業生産活動に係る経費の一部を補助	新規に田・畑は3年以上、樹園地は5年以上借り受ける 田・畑：50,000円/10a 樹園地：100,000円/10a	
		能代市	畑作等拡大総合支援事業費補助金（地力強化支援事業）	農業者	市内全域	地場産ゼオライト等による畑の土壌改良及び不作付地等の再生	地場産ゼオライト購入費、完熟堆肥購入費、緑肥購入費、不作付費等の再生に係る経費、上記以外の必要と認められた資材等の一部を補助。	①不作付地等の再生に係る経費以外は5/10 ②不作付地等の再生に係る経費は再生する面積に10aあたり5万円を乗じて得た額 ※下限 1人当たり1万円	
		秋田市	耕作放棄地解消支援事業	認定農業者等	農業振興地域内の遊休農地又はそれと同等と認められる農地	優良農地の確保と担い手への農地集積・集約化の促進	新たに10年以上の権利を設定した農地について、認定農業者等が行う耕作放棄地の再生事業（障害物除去、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。	①重機を使用する場合 対象経費又は10万円/10aのいずれか低い額 ②重機を使用しない場合 対象経費又は5万円/10aのいずれか低い額	
		羽後町	移住就農者支援事業費補助金（町農業振興基金）	移住者等	中山間地域	中山間地域における荒廃農地の発生防止・解消	首都圏等から町に移住し就農定着を図る者に、中山間地域における荒廃農地の発生防止・解消を図るため、5年以上耕作が行われていない農地について、再生利用活動により農作物を栽培した場合に助成する。	10aあたり50千円	
山形県	山形市	山形市	遊休農地再生支援事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地等の再生作業（障害物除去、客土、整地、土壌改良等）に係る経費の一部を補助。	①利用権を設定した耕作者 …補助対象経費の1/2に相当する額とし、10a当たり5万円を上限  ②利用権を設定する見込みのある農地所有者 ③耕作放棄地を相続した親族で耕作を再開する耕作者又は利用権を設定する見込みがある所有者 …補助対象経費の1/3に相当する額とし、10a当たり3万円を上限	
			寒河江市	遊休農地有効活用事業	農業者 (賃借等)	市内全域 (遊休農地等)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。（上限70万円）	基本：補助対象事業費の100分の50（千円未満切り捨て） 例外：次に掲げるいずれかに該当する場合は100分の55（千円未満切り捨て） (7) 認定新規就農者、新規就農者 (4) 市内外に住む個人の農業者（申請遊休農地について法令に基づき権利の設定若しくは移転の許可を取得したものであって、認定新規就農者及び新規就農者を除く）であり、かつ遊休農地の解消面積が2,000㎡を上回る場合 (7) 申請面積の過半を従前に樹園地であった遊休農地（黄色区分）が占め、かつ10a当たり相当の本数の老木が残置している場合
			村山市	遊休農地対策事業	農業者 (賃借等)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、農地の適正利用	遊休農地の再生作業（抜根、整地、耕起等）に係る経費の一部を補助。	補助対象経費又は55,000円/10aのいずれか低い額
			天童市	遊休農地解消対策事業	農業者 (賃借等)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、農地の適正利用	遊休農地の再生作業（障害物除去、伐採、抜根、整地等）に係る経費の一部を補助。 ①伐採、抜根、整地等 ②障害物の除去（ハウス、棚等）	①150,000円/10a ②100,000円/10a
				農地リニューアル支援推進事業	土地所有者	市内全域	遊休農地の発生防止、農地の適正利用	農地所有者が離農する場合に農地を更地にする経費の一部を補助。 ①伐採、抜根、整地等 ②障害物の除去（ハウス、棚等）	①100,000円/10a ②50,000円/10a
	東根市	東根市遊休農地解消推進事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の解消	遊休農地に耕作権を設定し、耕作が可能な農地にするため伐採・抜根・整地・耕耘等を行う借り手に対して、推進費を交付。	70,000円/10a		

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東北局	山形県	山辺町	耕作放棄予防及び解消対策推進事業	農業者 (賃借等)	町内全域 (耕作放棄地等)	耕作放棄地の発生防止、再生、農業の担い手への農地集積及び新規就農者の確保	耕作放棄地の発生防止・再生作業に係る経費の一部を補助。 ①樹園地の樹木を伐採し、畑に耕作転換等を実施する事業 ②耕作放棄地の抜根・整地等を実施する事業	補助対象経費又は80,000円/10aのいずれか低い額。
		南陽市	荒廃農地発生防止等対策事業	認定農業者等	市内全域 (農用地区域)	荒廃農地の発生防止、再生、利用促進及び担い手への農地集積	荒廃農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①重機を使用する場合 ②重機を使用しない場合	①1/3以内 ②33,000円/10a
		高畠町	荒廃農地等利活用促進補助金	農業者等	町内全域 (農業振興地域内)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①重機を使用する場合 ②重機を使用しない場合	①60% ②60,000円/10a
		庄内町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び地域農業の振興	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①障害物除去、抜根整地等 ②草刈り等	①上限：50,000円/10a ②上限：30,000円/10a
福島県	二本松市	耕作放棄地再生事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、利用促進及び地域農業の振興	耕作放棄地の解消作業に係る経費の一部を補助。 ①耕作放棄地の伐採又は抜根作業費 ②耕作放棄地を解消するための重機借上げ料 ③耕作放棄地を解消した農地に散布する土壌改良資材購入費 ④耕作放棄地を解消した農地に最初に植栽する種子・種苗購入費 ⑤耕作放棄地で家畜を放牧するために必要な柵等整備費 ⑥耕作放棄地に家畜を放牧するための経費	①伐採：25,000円/10a 抜根：15,000円/10a ②1/2以内 ※上限：10,000円/日 ③1/2以内 ※上限：43,000円/10a ④野菜 25,000円/10a ※重点作物の場合、5,000円/10a加算 景観作物：5,000円/10a 牧草・飼料作物：4,500円/10a ⑤1/2以内 ※上限：350,000円 ⑥60,000円/10a	
		本宮市	遊休農地対策事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、農地の適正利用	遊休農地の再生作業（抜根、整地等）に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※上限：40,000円/10a
		桑折町	恵みの農地再生事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び農産物の安定的生産	遊休農地の再生作業（伐採、抜根、深耕等）に係る経費の一部を補助。 利用権設定を行い、借り手が耕作する場合	伐採、伐根、整地費用について予算範囲内で10/10以内
		国見町	耕作放棄地再生支援交付金	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生作業、土壌改良及び営農定着	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	認定農業者：30,000円/10a 認定農業者以外の農業者：20,000円/10a
		川俣町	耕作放棄地解消農地整備支援事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地等の再生に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※上限：90,000円/10a
		田村市	荒廃農地活用促進対策事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。追加補助。 ①荒廃農地を解消 ②荒廃農地を解消のうえ蕎麦を作付	①20,000円/10a ②30,000円/10a
		鏡石町	農地再生プロジェクト事業	農業者等	町内全域	遊休農地の再生及び利用促進	耕作放棄地対策（菜種・えごまの作付）に係る経費の一部を補助。 ①菜種作付助成 ②菜種収穫調整助成 ③えごま作付助成	①7,000円/10a ②7,000円/10a ③9,000円/10a
		古殿町	恵みの農地再生事業	古殿町恵みの農地再生組合	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の利用促進（果樹の苗木導入費）に係る経費の一部を補助。	7/10
		三春町	遊休農地等利活用促進事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	農業の担い手の確保及び遊休農地の解消	遊休農地を5年以上借受けて耕作するものに対して、抜根、整地、耕うん、土壌改良、資材等購入費用の一部を助成する。	整地等に要した額 ※上限：50,000円/10a
		小野町	菜の花プロジェクト事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び景観形成	耕作放棄地の再生作業及び景観形成（菜種配布）に係る経費の一部を補助。	菜種100g/a ※上限：5kg（50a）分
			夢のある農業者育成推進事業 (耕作放棄地解消支援)	認定農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び農用地の利用集積した農地の借り手を支援。 ①5年以上の借受期間の場合 ②認定農業者等以外が利用集積した場合	①10,000円/10a ②8,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東北局	福島県	白河市	遊休農地等再生利用支援事業補助金	農業者等	市内全域 (県単独事業採択農地)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地等の発生防止及び再生作業（障害物除去、深耕、整地等）に係る経費の一部を補助。	県単独事業交付額の2/10以内 ※上限：20,000円/10a
		矢祭町	景観作物栽培奨励事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び景観形成	耕作放棄地の再生作業及び景観形成（ヒマワリ等の作付け）に係る経費の一部を補助。 ①再生事業 ②栽培事業	①30,000円/10a ②15,000円/10a
		北塩原村	農業参入団体等支援対策事業	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び営農定着に係る経費の一部を補助。 ①1年目（再生作業） ②2年目（作付け） ③3年目（営農定着）	①上限：40,000円/10a ②上限：10,000円/10a ③上限：10,000円/10a
		金山町	耕作放棄地再生事業	農業者団体等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る重機等の借上料を補助。	重機等借上料 ①金額（新たに農業を始める者 1年目のみ）上限 30万円 ② 4/5（その他の農業者等）上限100万円
		会津美里町	遊休農地再生事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（障害物除去、抜根整地、草刈等）に係る経費の一部を補助。 ①障害物除去を伴う作業（1号遊休農地a相当） ②相当量の障害物除去を伴う作業（1号遊休農地b相当） ③草刈等による作業（2号遊休農地相当） ④果樹畑等の抜根整地及び障害物除去を伴う作業（再生困難農地相当）	①上限：100,000円/10a ②上限：200,000円/10a ③上限：50,000円/10a ④上限：300,000円/10a
		磐梯町	荒廃農地再生事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（除草、徐れき、抜根整地、土地改良を伴う作業等）に係る経費の一部を補助。 ①除草、徐れきを伴う再生作業 ②除草、徐れき及び抜根整地、土地改良を伴う再生作業	①上限：100,000円/10a （自己所有地の場合の上限：50,000円/10a） ②上限：300,000円/10a （自己所有地の場合の上限：100,000円/10a）
		下郷町	農地条件改善支援事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業及び条件改善に係る経費の一部を補助。	30,000円/10 a
		只見町	公共事業補助金 (遊休農地解消支援事業)	活動組織等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び景観形成	遊休農地の再生作業及び景観形成に係る経費を補助。	上限：100,000円/10aかつ1,000,000円/組織
		浪江町	立上がる営農等への支援事業補助金 (本格的な営農再開と新たな農業従事者増加に向けた取り組み)	①農業者団体 ②新規参入者 ③避難先から帰還し営農再開する農業者	町内全域	東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故により、営農活動の休止を余儀なくされた町内の農地において、本格的な営農の再開に向けた取り組みを支援する。	農業機械の点検や簡易なビニールハウスの整備、営農の組織化、町内農産物の加工品、販売促進に向けた取り組みなどに係る経費を補助。全7事業／交付期間＝初年度から継続して5年間申請が可能	各事業の補助上限額20～100万円 補助率／新規参入者＝75%、それ以外50% 各事業合算の総額補助上限額は200万円
		関東局	茨城県	常陸大宮市	常陸大宮市耕作放棄地対策事業	個人・団体	市内全域 (荒廃農地)	・耕作放棄地の解消 ・優良な農地の維持
天子町	遊休農地等活用事業			活動組織等	町内全域 (遊休農地等)	遊休農地の再生及び景観形成	遊休農地等の再生作業及び景観形成に係る経費の一部を補助。 ① 不特定多数の人が鑑賞のできる景観整備を目的とした花の苗又は種の植栽 ② 販売を目的とした花木又は果樹の苗の植栽 ③ 特用林産物（漆、椿等）の苗の植栽 ④ 荒廃した茶畑の再生	上限：100,000円/地区
ひたちなか市	耕作放棄地流動化事業			市町村	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の利用促進	耕作放棄地の利用促進に係る経費の一部を補助。 ①畑 ②田	①20,000円/10a（3年） ②40,000円/10a（3年） ※中間管理機構を利用して利用権設定した場合：10,000円/10a加算 ※認定農業者及び認定新規就農者：10,000円/10a加算 ※補助対象期間の解消農地の合計が50aを超えた場合：超過面積に単価の2割を乗じた金額を加算
茨城町	農地集積加速化事業			農業者等	町内全域	担い手等への農地集積・集約化	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	補助対象経費の1/2又は50,000円/10aのうちいずれか低い方 ※1ha以上の場合：補助単価2割加算

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	茨城県	鹿嶋市	耕作放棄地条件整備事業	(一財)鹿嶋市農業公社	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(草刈り、耕耘等)に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		行方市	行方市耕作放棄地再生支援事業	市	遊休農地	地域農業の発展及び地域の景観等の維持、新規就農者の利用農地確保	対象農地の再生作業及び土壌改良に要する経費の補助	10a当たり100,000円 上限額300,000円
		神栖市	神栖市新規就農者等支援事業費補助金交付要項	神栖市	市内	意欲ある新規就農者等の農業経営の安定を図るため、予算の範囲において、神栖市新規就農者等支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するもの	3 荒廃農地の再生作業経費(農地利用状況調査で再生可能と判断された農地)	再生にかかる費用の2分の1以内とし、50万円を上限額
		石岡市	耕作放棄地再生利用事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (荒廃農地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(土壌改良含む)に係る経費の一部を補助。 ①10a当たりの再生作業経費が40,000~100,000円 ②10a当たりの再生作業経費が100,000円以上	①上限 : 65,000円/10a ②上限 : 100,000円/10a
		稲敷市	稲敷市耕作放棄地再生事業補助金	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①農業委員会の調査でA分類とされた農地 ②①に準ずる農地	①40,000円/10aを上限に対象経費の1/2以内 ②20,000円/10aを上限に対象経費の1/2以内
		桜川市	荒廃農地解消事業補助金	認定農業者等	市内全域 (農振農用地区域)	荒廃農地の再生及び耕作の長期安定化	荒廃農地の再生事業及び土壌改良に係る経費の一部を補助。 ①再生事業 ②土壌改良	①50,000円/10a又は事業費のいずれか低いほう ②20,000円/10a又は事業費のいずれか低いほう
		かすみがうら市	遊休農地対策事業	認定農業者等	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等))に係る経費の一部を補助。	50,000円/10aまたは再生費用の1/2以内のうちいずれか低い方
		つくば市	グリーンバンク事業耕作放棄地土壌改良費補助金	農業者等 (5年以上の賃借)	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の解消と発生の防止	グリーンバンク事業により契約が成立した補助対象農地について、再生作業に係る経費の一部を補助。 ○障害物除去、深耕、整地等に必要な資材費、機械経費、工事雑費、委託料、労務費(事業実施主体自らが再生作業を行う際に発生する労務費を含む。) ○再生作業と併せて行う土壌改良(有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)に必要な資材費	100,000円/10aを上限に補助対象経費の1/2以内
栃木県	宇都宮市	阿見町	耕作放棄地再生利用補助金	中心経営体等	町内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①1号遊休農地(事前報告書100ポイント以上) ②1号遊休農地(事前報告書100ポイント未満) ③2号遊休農地	①50,000円/10a ②20,000円/10a ③20,000円/10a
		宇都宮市	遊休農地再生交付金事業	地域協議会	市内全域 (農用地区域)	遊休農地の再生、利用促進、農地の流動化推進及び農業生産力の維持向上	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1,700円/a
		鹿沼市	農地リニューアル事業	地域協議会	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止及びその解消	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 【耕作放棄地復元集積事業】 ①耕作放棄地レベル1(1.5m以下の雑草や笹の植生) ②耕作放棄地レベル2(1.5mを超える雑草や笹の植生) ③耕作放棄地レベル3(抜根を要する雑木等の植生。ただし本数が5本以下の場合はレベル2とする。) ④耕作放棄地レベル4(抜根を要する雑木等の植生。ただし本数が10本以下の場合はレベル3とする。) ⑤認定新規就農者・認定農業者・人・農地プランの中心経営体の場合上乘せ額あり。 【耕作放棄地解消活動事業】 ⑥集落機能活用事業 ⑦地域産品活用事業 ⑧交流活動事業 ⑨景観形成推進事業	①12,000円/10a ②30,000円/10a ③40,000円/10a ④60,000円/10a ⑤それぞれ5,000円/10a ⑥100,000円 ⑦200,000円 ⑧200,000円 ⑨200,000円
小山市	耕作放棄地解消事業	地域協議会	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び担い手等への農地集積・集約化促進。	耕作放棄地の再生作業(草刈り、障害物除去、抜根、整地、土壌改良等)に係る経費の一部を補助。 ①他者が所有する耕作放棄地について、所有権移転または5年以上の利用権設定を受けて解消作業を行う場合 ②他者が所有する耕作放棄地について、自発的に解消作業を行う場合	①20,000円/10a ②2,000円/10a		

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	栃木県	真岡市	遊休農地解消推進事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①草刈りしないと耕起不可な場合(草刈り、耕起、整地) ②抜根しないと耕起不可な場合(抜根、草刈り、耕起、整地)	①12,000円/10a ②20,000円/10a
		さくら市	遊休農地解消事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業(障害物除去、抜根、整地等)に係る経費の一部を補助。	20,000円/10a
		益子町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域	荒廃農地の耕作のために必要な農地の再生作業	荒廃農地の再生作業に要した経費の一部を補助	2,000円/a
		那珂川町	耕作放棄地再生利用緊急対策事業	地域協議会	町内全域 (荒廃農地)	耕作放棄地の再生、農地の維持及び農業生産力の向上	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2 ※上限：300,000円
		足利市	遊休農地再生利用支援事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	農地周辺の環境保全、遊休農地解消後の営農継続を促進	遊休農地の再生作業に要する経費の一部を補助。	10,000円/10a
群馬県	前橋市	耕作放棄地再生支援事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び担い手等への農地集積・集約化促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	①50,000円/10a (R6.4.16より追加) 次の条件を満たすこと ア群馬県道101号四ツ塚原の郷前橋線以北及び前橋市鼻毛石町字四ツ塚1426番の3以東は群馬県道333号上神梅大胡線以北の農地 イ農地中間管理事業の推進に関する法律による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農地法による所有権移転及び5年以上賃貸借権 ウ建設用重機等(トラクターを除く)を利用 ②30,000円/10a 次の条件を満たすこと ア農地中間管理事業の推進に関する法律による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農地法による所有権移転及び5年以上賃貸借権 イ建設用重機等(トラクターを除く)を利用 ③15,000円/10a 農地中間管理事業の推進に関する法律による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農業経営基盤強化促進法による所有権移転及び5年以上賃貸借権の利用権設定、又は農地法による所有権移転及び5年以上賃貸借権	
		伊勢崎市	遊休農地解消活動費補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業(障害物の除去、耕耘等)に係る経費の一部を補助。 ①遊休農地再生活動支援事業(障害物の除去、耕耘) ②農地保全お助け組合事業(遊休農地の定期的な耕耘)	①20,000円/10a ②48,000円/年
		渋川市	遊休農地再生利用事業	農業者等で構成する団体	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地をを解消し、農地の管理し、継続的に農地を維持する	耕作放棄地の再生作業に係る経費、農地維持管理活動に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a、15,000円/10a
		吉岡町	荒廃農地再生利用・集積化促進対策事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地かつ単独事業実施地区)	耕作放棄地の発生防止、再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業(樹木の伐採・抜根、深耕・整地、残さ処分等)、発生防止(消耗品、燃料費、研修会費、啓発資料作成等)に係る経費の一部を補助。 ①発生防止 ②再生作業	①1/2以内 ※上限：100,000円 ②1/2 ※上限：25,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	群馬県	高崎市	高崎市農地再生推進事業補助金	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生に係る補助及び生産に対する補助 ①荒廃農地を再生した面積に対する補助(基本) ②荒廃農地等の再整備や農業生産に必要な施設・設備・機械の導入に係る経費(①に加算)	再生後に田・畑として利用する場合 ①23,000円/1a(樹木あり) 17,000円/1a(草のみ) ②2/3(上限25万円~250万円)  再生後に果樹園として利用する場合 ①67,500円/1a(伐根・改植あり)(特定作物) 27,500円/1a(伐根・改植あり)(特定作物以外) 19,500円/1a(伐根・改植なし) ②2/3(上限50万円~250万円)
		富岡市	耕作放棄地再生事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び地域農業の振興	①耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ②大型重機による抜根等を業者に委託する際の補助。	①1/2 ②10/10
		安中市	耕作放棄地解消対策事業	農業者	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、耕作等)に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:20,000円/10a (1事業当たり200,000円)
		神流町	耕作放棄地等解消事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び農地の適切な保 全管理	耕作放棄地の再生作業及び保全管理に係る農業機械等の借上経費の一部を補助。	2/3以内 ※上限:100,000円
		高山村	小規模土地改良事業(耕作放棄地解消事業)	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び地域農業の振興	農地造成及び耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a ※小規模土地改良事業と併せて耕作放棄地解消事業を実施する場合、5,000円/10a加算
		沼田市	荒廃農地再生利用促進対策事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生及び担い手等への集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業(刈払い、抜根、整地等)に係る経費の一部を補助。	補助対象事業費から県単独事業交付額を除いた額
		片品村	荒廃農地再生利用促進対策事業	農業者等	村内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生及び担い手等への集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業(刈払い、抜根、整地等)に係る経費の一部を補助。	補助対象事業費から県単独事業交付額を除いた額
		みなかみ町	荒廃農地再生利用促進対策事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生及び担い手等への集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業(刈払い、抜根、整地等)に係る経費の一部を補助。	補助対象事業費から県単独事業交付額を除いた額
			耕作放棄地解消事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生及び景観形成	荒廃農地の再生作業及び景観形成に係る経費の一部を補助。	1/2 ※機械費用、土壌改良費用等の増加が見込まれる場合:50%~90%
		太田市	太田市耕作放棄地対策事業補助金	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	以下の条件にて耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①自力で再生事業をすることが困難な者 ②耕作放棄地の再生作業を他者に依頼して行う者	1/2以内 ※上限:20,000円/10a
			耕作放棄地再生事業奨励金	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a
		館林市	耕作放棄地再生活動推進事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	①トラクター等で再生作業を行う場合: 30,000円/10a ②油圧ショベル等の重機等を用いて再生作業を行う場合:50,000円/10a ③樹木の伐根等を含む再生作業を行う場合: 70,000円/10a ④補助対象者のうち、補助金の交付申請をした日において館林市の住民基本台帳に記録され、かつ、館林市に転入後3年を経過していないものが再生作業を行う場合:定額100,000円(再生作業に要する経費が100,000円未満のときはその額)
		埼玉県	さいたま市	農業振興事業費補助金(農業後継者育成事業/自立経営支援事業)	農業後継者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生	遊休農地の再生に係る委託料の一部を補助。
朝霞市	環境保全型農業推進事業		農業者等	市内全域	安全な地場野菜の供給及び環境保全	環境保全型農業の推進(有機質肥料、防虫ネット類、生分解性マルチフィルム等の購入)に係る経費の一部を補助。	1/4以内 ※上限:300,000円	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	埼玉県	新座市	都市農業推進対策事業	農業者等	市内全域	遊休農地の発生防止、再生、利用促進及び都市農業の推進	遊休農地の再生作業及び都市農業の推進（施設整備、資材購入等）に係る経費の一部を補助。	1/4以内 ※上限：200,000円
		所沢市	新規就農円滑化推進事業	新規就農者	市内の農業振興地域と生産緑地地区	新規就農者の経営の早期安定化	新規就農者の経営安定化対策に係る経費の一部を補助 ①遊休農地の賃借料 ②遊休農地以外の賃借料 ③農業機械の導入	①農地賃借情報の10a当たり平均額以内 ※上限：実際の賃借料 ②農地賃借情報の10a当たり平均額の1/2以内 ※上限：実際の賃借料 ③1/2以内 ※上限：250,000円
			農地所有適格法人等支援事業	農業者団体等	市内の農業振興地域と生産緑地地区	農地所有適格法人等の規模拡大	農地所有適格法人等の規模拡大に係る経費の一部を補助 ①遊休農地の賃借料 ②遊休農地以外の賃借料	①農地賃借情報の10a当たり平均額以内 ※上限：実際の賃借料 ②農地賃借情報の10a当たり平均額の1/2以内 ※上限：実際の賃借料
		滑川町	新規作物導入事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、有効利用及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業及び推進作物導入に係る経費の一部を補助。 ①抜根整地事業（認定農業者） ②抜根整地事業（認定農業者以外） ③苗木導入事業（市民農園開設） ④苗木導入事業（永年性作物） ⑤苗木導入事業（1年生作物） ⑥推進作物導入 ⑦その他事業	①50,000円/10a ②30,000円/10a ③1/2以内 ※上限：50,000円/10a ④1/2以内 ※上限：50,000円/10a ⑤1/3以内 ※上限：35,000円/10a ⑥1/2以内 ※上限：700円/10a ⑦10/10
		小川町	耕作放棄地再生事業	地域協議会	町内全域 (農業振興地域内耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、担い手等への農地集積・集約化促進及び地域農業の推進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①再生面積50a未満 ②再生面積50a以上（5年以上の利用権設定がなされたとき）	①50,000円/10a ②60,000円/10a
		ときがわ町	農地利用集積促進事業	農業者団体等 (賃借等)	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び担い手等への農地集積・集約化の促進	遊休農地の担い手等への集積・集約化に係る助成 ①権利設定期間が5年以上又は所有権移転 ②権利設定期間が3～5年	①10,000円/10a ②7,000円/10a
		東秩父村	東秩父村特産品振興による農地活用事業	農業者等	村内全域 (遊休農地)	遊休農地の発生防止及び地域農業の振興	遊休農地の発生防止（果樹等の多年生苗木の購入）に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※村長の定める額
		皆野町	奨励作物補助金	農業者	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の利用促進に係る経費の一部を補助。 ①花木・果樹・たらの木 ②さつまいも・うど ③埼玉県農業振興に関連する計画等において、皆野町が振興すべき作物として指定されている作物。ただし、作物名が明示されているものに限る。 ①については苗木20本以上購入した経費。 ②・③については農地へ200㎡以上作付けるため購入した経費。	1/2 ※上限：50,000円
		小鹿野町	小鹿野町遊休農地等活用事業補助金	農業者等	町内全域	遊休農地の有効活用	農地再生の一部を補助	8/10 ※上限150,000円
		神川町	耕作放棄地再生事業	地域協議会	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※上限：100,000円
		熊谷市	耕作放棄地解消対策事業	農業者	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a
		深谷市	遊休農地等解消事業	農業者 (賃借等)	市内全域 (農振農用地区域)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（抜根、廃棄物処理等）に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②抜根費用 ③投廃棄物の処理費用 ④畦畔撤去	①10～40円/㎡ ②1,000～10,000円/本 ③補助対象経費の1/3かつ1,000円/㎡ ④3,000円/m
		羽生市	遊休農地解消対策事業	市内に住所を有する農業者等	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（障害物除去、深耕等）に係る経費の一部を補助	50,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	埼玉県	行田市	遊休農地等有効活用事業	認定農業者等	市内全域 (市街化区域以外)	遊休農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業（整地事業）に係る経費の一部を補助	50,000円/10a（事業に要した費用の額を限度とする）
		久喜市	生産調整推進事業のうち遊休農地解消推進活動	地域協議会	市内全域	遊休農地の再生、利用促進及び農村環境の向上	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	15,000円/10a
		宮代町	耕作放棄地再生利用対策事業	地域協議会	町内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕等）に係る経費の一部を補助。 ①除草 ②耕耘 ③砕土・整地 ④畦塗	①13,000円/10a ②8,600円/10a ③6,100円/10a ④76円/m
		白岡市	耕作放棄地対策事業	市	市内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の耕作条件改善工事（障害物除去、深耕等）を行う年度から起算して5年間以上、中間管理事業又は利用権設定により担い手に貸し付けることを条件に、市が業務委託により耕作条件改善工事を行う。	耕作条件改善工事に係る費用。（市が業務委託により工事を行う。）
		杉戸町	遊休農地再生関連事業	町	町内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業、畦畔除去等に係る経費の一部を補助。	レーザーレベラー整地20円/m <sup>2</sup> (10a当り上限15,000円) 1m <sup>2</sup> あたり10円(土畦畔) 1m <sup>2</sup> あたり300円(コンクリ畦畔)
	千葉県	南房総市	遊休農地等放牧活用事業（遊休農地等放牧活用事業補助金）	認定農業者等	市内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業（乳用牛又は肉用牛の放牧に必要な施設、器具、機材等の整備）に係る経費の一部を補助。	100,000円/10a以内 ※上限：200,000円
		千葉市	耕作放棄地整備事業	農業者又は農業者等の組織する団体	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	75/100以内 ※上限：1,050円/10m <sup>2</sup>
			農地銀行活動支援事業（耕作放棄地再生整備事業）	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	担い手となる農業法人等への農地集積・集約化の促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費を補助。	10/10以内 ※上限：45,000円/10a
			耕作放棄地活用検証事業	農地所有者	市内全域 (立地条件が良好な耕作放棄地)	再生した耕作放棄地への農業法人の参入促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費を補助。	10/10以内 ※上限：140,000円/10a
		神崎町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び農地の適切な安全管理	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	10,000円/10a
		白子町	耕作放棄地対策事業	農業者 (賃借等)	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a又は50,000円/10a ※荒廃の程度に応じて
		睦沢町	耕作放棄地解消補助金	農業者	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び地域農業の振興	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ※再生後作付作物は、飼料用米、WCS用米、米粉用米とする。	20,000円/10a
		御宿町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等 (賃借等)	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：5,000円/a
		長柄町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①IBA分類 ②IBB分類	①20,000円/10a ②50,000円/10a
		市原市	耕作放棄地改善作業支援事業	農業者団体等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び農地の保全	耕作放棄地の再生作業（刈払い、障害物除去、深耕、整地等）に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		佐倉市	佐倉市担い手集約整備事業補助金（整備事業）	認定農業者、認定就農者、新規就農者	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び地域農業の振興	農地整備費、耕作放棄地解消費、作業機械導入費等の一部を補助。	事業費の1/2以内 ※限度額30,000円/10a
		旭市	旭市耕作放棄地再生事業	認定農業者等	旭市農業振興地域内の耕作放棄地	耕作放棄地を農地として再生する農業者を支援し、農業生産の維持及び農地の有効利用を図る。	耕作放棄地の再生作業に要する経費の一部を補助。	再生作業に要する経費の1/2 (100,000円/10a以内)
		匝瑳市	匝瑳市耕作放棄地再生事業	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地を農地として再生する農業者を支援し、農業生産の維持及び農地の有効利用を図る。	耕作放棄地の再生作業に要する経費の一部を補助。	再生作業に要する経費の1/2又は100,000円/10aのいずれか低い額
		松戸市	遊休農地再生推進補助金	農業者等 (賃借等)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生に係る経費の一部を補助	5,000円/a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	千葉県	勝浦市	勝浦市耕作放棄地再生推進事業補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地等)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①補助に係る農地が1ha未満の1号遊休農地で補助対象経費が10aあたり10万円相当以上 ②補助に係る農地が1ha以上の1号遊休農地で補助対象経費が10aあたり10万円相当以上 ③補助に係る農地が1ha未満の2号遊休農地で補助対象経費が10aあたり4万円相当以上	①1/2以内 ②3/4以内 ③1/2以内
		木更津市	木更津市耕作放棄地再生推進事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	賃借等により事業対象農地において、耕作可能な状態へ再生することを目的に行う農地の再生作業（障害物除去、廃棄物処理、深耕、整地、これらの作業と併せて行う土壌改良等）。ただし、再生作業後の農地において3年以上継続して農業生産活動等を行うこと。	・1号遊休農地 農地の合計面積（10a未満の端数切捨て） × 5万円/10a 上限額：100万円 ・2号遊休農地 農地の合計面積（10a未満の端数切捨て） × 2万円/10a 上限額：40万円
神奈川県	小田原市	耕作放棄地解消事業	農業者等	市内農業振興地域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	農業者や農業者団体が、耕作放棄地に利用権を設定した上で、農地の障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業とあわせて行う土壌改良（肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等）を実施した場合に補助。 【自分で解消した場合】 ①認定新規就農者 ②認定農業者・農業経営士・利用権設定による新規就農者 ③上記以外の農業者 【重機を使用して解消した場合】 ④認定新規就農者 ⑤認定農業者・農業経営士・利用権設定による新規就農者 ⑥上記以外の農業者	①50,000円/10a ②50,000円/10a ③50,000円/10a ④9/10以内 ⑤1/2以内 ⑥1/3以内 ※認定新規就農者：上限400,000円 認定新規就農者以外：上限250,000円	
		横須賀市	耕作放棄地解消支援事業	農協	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	農協が実施する事業に交付金を交付。（年度上限1,000,000円）	20,000円/1a
		鎌倉市	遊休農地解消対策協議会	農業委員会、市、さがみ農業協同組合	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業及び野菜の作付けに係る経費を補助。	100,000円 ※令和4年度鎌倉市遊休農地解消対策協議会負担金
		相模原市	耕作放棄地対策協議会事業	地域協議会	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	①耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地など）に係る経費の一部を補助。 ②当該耕作放棄地で利用する農作業機械のリースに要する経費の一部を補助。	1/2
		厚木市	耕作放棄地再生利用事業	厚木市農業再生協議会又はその会員	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	①耕作放棄地の再生に必要な経費の補助（重機なし） ②耕作放棄地の再生に必要な経費の補助（重機あり） ③再生した耕作放棄地で使用する農業機械等の購入に必要な経費の補助	①50,000円/10a ②1/2 ③35%以内
		秦野市	荒廃、遊休農地の解消と農地流動化の促進事業	活動組織等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地を復元するため、市民ボランティア、農業委員、農地利用最適化推進委員が草刈り、整理等の作業を支援。	10/10
		二宮町	遊休荒廃農地対策事業	農業者	市内農業振興地域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	①遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 対象経費：抜根費、除草費、草刈費、耕起費、土壌改良費、種子苗木費	①10,000円/1a（上限100,000円）
		南足柄市	耕作放棄地対策事業	地域協議会	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	農業参入企業への農地斡旋・新規就農者への農地斡旋・耕作放棄地の再生・市民菜園の開設等に係る経費を補助。	100,000円
			農地再生事業	農業者	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	担い手が耕作放棄地を再生利用する取組みに対する支援	1,100/㎡または整備に要した額のいずれか低い額
		中井町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 50,000円/10a以内 ※上限：100,000円
横浜市	横浜市農地復元支援事業	農業者等	市街化調整区域又は生産緑地地区(遊休農地)	良好な農景観の保全、遊休農地の再生及び利用促進	当該農地で新たに賃借が成立することを条件に、荒廃農地の復元作業（草木の除去処分、耕うん等）に係る経費の一部を補助。	8/10以内 ※上限：600万円/10a		

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	神奈川県	藤沢市	遊休農地解消費助成事業	農業者等	市内全域 (遊休・荒廃農地)	遊休・荒廃農地の再生及び利用促進	遊休・荒廃農地の所有権または利用するための権利を取得し、開墾する際に要する経費を補助。	開墾した農地面積1平米当たり50円以内
		大磯町	大磯町遊休農地対策事業	農業者	町内全域(遊休荒廃農地)	遊休荒廃農地の再生及び利用促進	遊休荒廃農地の復元に係る経費を補助	町内在住の町認定農業者 6,000円/a 限度額 60,000円 町内在住のその他の農業者 5,000円/a 限度額 50,000円 町外在住の町認定農業者 3,000円/a 限度額 30,000円 町外在住のその他の農業者 2,500円/a 限度額 25,000円
		愛川町	遊休荒廃農地対策費補助金交付事業	新規就農者及び農業者等	町内全域 (遊休荒廃農地)	遊休荒廃農地の再利用	遊休荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。必要な範囲内で重機を使用し立木の抜根を行った場合、補助金を上乗せする。	33,000円/10a 上乗せ額：67,000円/10a ※上限：200,000円
		綾瀬市	綾瀬市耕畜連携推進事業(水田復元事業)	農業者	市内全域(水田)	遊休農地の再生及び利用促進	飼料用米耕作を目的とし、荒廃した水田を復元するために要する経費を補助	1/2以内
山梨県	南アルプス市	荒廃農地等流動化促進事業奨励補助金	農業者等	市内全域	荒廃農地の発生防止及び利用促進	農地の利用促進に係る経費等を補助。 ①面積補助(対象地3a以上) ②苗木補助	①面積補助 ・貸し手・売り手：10円/㎡ ・借り手・買い手(荒廃樹木がない場合)：30円/㎡(認定農業者の場合 75円/㎡) ・借り手・買い手(荒廃樹木がある場合)：45円/㎡(認定農業者の場合 90円/㎡) ②果樹：苗木(1,500円上限/本)×2/3×本数(20本/10a上限) 野菜：5,000円/10a	
		昭和町	遊休農地等利用促進助成金事業	農業者等	町内全域 (市街化調整区域)	荒廃農地等の再生及び利用促進	荒廃農地等の利用促進に係る経費を補助。 ①賃借権を新規に設定した遊休農地 ②賃借権を新規に設定した荒廃農地 ③賃借権を新規に設定した見込遊休農地	①20,000円/10a ②50,000円/10a ③15,000円/10a
		山梨市	遊休農地改善利用集積補助金	農業者	市内全域	荒廃農地等の再生及び利用促進	重機を用いて遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		富士川町	遊休農地有効活用事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	遊休農地等の再生及び利用促進	遊休農地等の利用促進に係る経費の一部を補助。 ①新規植栽苗木代 ②果樹植栽のための遊休農地等の再生作業	①1/2 ※上限：30,000円/10a ②定額又は実績額 ※上限：50,000円/10a
		道志村	遊休農地解消奨励事業	農業者等	村内全域	遊休農地等の防止、解消	大型機械での耕耘等が困難な方が耕耘等を委託した際の費用を補助。	9,500円/10a(9.58円/㎡)の1/2(円以下切り捨て)
		長野県	飯田市	農地再生・活用支援補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業(伐採、抜根、草刈、深耕、土壤改良等)及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①農地再生整備：遊休農地等を活用して、農地再生や農業生産を行う活動(伐採、抜根、草刈、深耕、土壤改良、機械借上等) ②栽培等による農地活用：農作物の栽培、それに付随した事業(栽培経費、イベント、食農教育等)
豊丘村	農地リフレッシュ助成金事業			認定農業者等	村内全域 (遊休農地等)	遊休農地の発生防止、再生及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	①上限：100,000円/10a ②上限：50,000円/10a
長野市	中山間地域農業活性化事業			農業者等	市内全域の中山間地域15地区	遊休農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①地区委員会運営事業：遊休農地の解消及び利活用の方策を検討、策定及び実践する事業 ②農業、農村振興活動支援事業：収穫祭、市内外における農産物のPRイベントその他農業・農村の振興に資する事業 ③優良農地復元事業：遊休農地を優良な農地に復元する事業 ④振興作物導入事業：中山間地域において振興することが妥当と認められる作物の種苗を農業者に提供する事業 ⑤実験農場運営事業：遊休農地を利用して作物を栽培管理することにより、当該作物の導入の適否並びにその栽培方法を調査及び研究し、かつ、遊休農地の解消に向けた啓発活動を行うための展示の用に供するための農場を運営する事業 ⑥えごま栽培普及促進事業：えごま栽培の普及及び促進を図る事業	①10/10以内 ※上限：50,000円 ②10/10以内 ※上限：100,000円 ③5/10以内 ④3/10以内 ⑤10/10以内 ※上限：100,000円 ⑥10/10以内 ※上限：100,000円

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	長野県	長野市	被災地区荒廃農地利活用補助金事業	農業者及び農業者の組織する団体	令和元年東日本台風の被災地区(篠ノ井(信里を除く。)、松代(西条及び豊栄を除く。)、若穂(保科を除く。)、古里、長沼及び豊野地区)	令和元年東日本台風の被災地区の荒廃農地を優良な農地として復元し、農地の有効利用を図る	①復元するために実施する抜根、深耕等に要する委託費、機械賃借料その他必要な経費の一部を補助。 ②①で復元した農地への作物等導入に係る経費(種苗代、土壌改良代等)の一部を補助。	①対象経費の1/2以内又は100,000円/10aのいずれか低い方 ②対象経費の1/2以内又は20,000円/10aのいずれか低い方
		千曲市	荒廃農地解消対策事業	農業者等	市内全域(荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業(樹木等の伐採、抜根、耕耘・整地、機械運搬費等)及び土壌改良等に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②土壌改良等	①1/2以内 ※上限:100,000円 ②1/2以内 ※上限:25,000円/5a(3年間)
		小諸市	耕作放棄地再生事業	農業者等	市内全域(耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(樹木等の伐採、抜根、耕耘・整地、機械運搬費等)に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限100,000円/10a
		佐久市	耕作放棄委発生予防事業	農業者等	市内全域	耕作放棄地の解消	荒廃農地を耕作可能にするために要する経費への補助(樹木等の伐採、抜根、耕うん・整地、機械運搬費等) ①再生 ②再開	①35,000円/10a ②25,000円/10a
		上田市	遊休荒廃農地活性化対策事業	農業者等	市内全域(遊休農地)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	35,000円/10a
		伊那市	耕作放棄地再生事業	農業者等	市内全域(耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※経費の上限:100,000円/10a未満
		箕輪町	荒廃農地等利活用促進交付金	地域協議会	町内全域(農業振興地域)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①農振農用地区域内でA分類該当用地(利用権設定5年間以上) ②不作付地該当用地(利用権設定5年間以上)	①1/2 ②25,000円/10a
		飯島町	農業振興総合対策事業(遊休農地再生支援事業)	町内に住所を有する農業者(団体を含む)で、当該遊休農地の再生に従事する者。ただし、当該遊休農地を発生させた原因者を除く。	町内全域	荒廃農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の再生に要する事業費。ただし、飯島町農業委員会の認定した農地に限る。 ①支障物の除去、抜根、深耕、整地等に要する経費 ②土壌改良等に要する経費	事業費の1/2以内 【補助限度額】 ①35,000円/10a以内 ②20,000円/10a以内、ただし、補助期間は3年以内とする。
		中川村	農地再生支援事業	農業者等	村内全域(農業振興地域)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:100,000円/10a
		阿智村	遊休荒廃農地対策事業	農業者団体等	村内全域	遊休農地の再生及び利用促進	荒廃農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①復旧作業 ②復活作業	①30,000円/10a ②100,000円/10a
		松本市	遊休荒廃農地対策事業	農業者	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①自らの耕作のために復元する経費 ②市民農園開設のために復元する経費 ③景観作物作付けのために復元する経費	①3,500円/a ②3,500円/a ③2,300円/a ※市長は特に荒廃が著しいと認められる場合は、補助金額の100分の100に相当する額を補助金額に加算することができるもの。
		塩尻市	農業振興事業(農作物自給率向上事業)	農業者等	市内全域(遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:80,000円/10a
		安曇野市	荒廃農地解消事業	農業者等	市内全域(荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		麻績村	遊休荒廃農地対策事業	農業者等	村内全域(遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①耕作 ②景観作物 ③景観樹木	①40,000円/10a ②30,000円/10a ③20,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	長野県	山形村	遊休荒廃農地解消対策事業	農業者等	村内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①農用地 ②農用地以外	①50,000円/10a ②20,000円/10a
		大町市	遊休農地荒廃防止支援事業	生産団体等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	7万円/10a以内 ※上限：総事業費の3/4
		坂城町	荒廃農地等再生利用補助金	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び土壌改良に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②土壌改良	①補助対象経費の1/2又は100,000円/10aの いずれか低い額 ②補助対象経費の1/2又は50,000円/10aの いずれか低い額
		高山村	耕作放棄地再生対策事業	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び土壌改良に係る経費の一部を補助。 ①1号遊休農地 ②2号遊休農地	①75,000円/10a ②25,000円/10a
		小川村	耕作放棄地再生事業	農業者等	村内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：50,000円/10a
		中野市	遊休荒廃農地対策事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費を補助。 ①農業者（初年度） ②農業者（2年目） ③人・農地プラン中心経営体、認定農業者、認定就農者、新規就農者 （初年度） ④人・農地プラン中心経営体、認定農業者、認定就農者、新規就農者（2 年目）  ※令和2年度、令和3年度交付者は従前の規定により交付する。 ⑤農業者（2、3年目） ⑥人・農地プラン中心経営体、認定農業者、認定就農者（2、3年目） ⑦新規就農者（2、3年目）	1/2以内 ①上限：16,000円/10a ②上限：8,000円/10a
		山ノ内町	2/3以内 ※上限：200,000円/10a	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	2/3以内 ※上限：200,000円/10a
		高森町	耕作放棄地再生事業補助金	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の解消及び有効利用	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	①直営施工/1/2以内（上限：100,000円） ②請負施工/1/2以内（上限：300,000円）
		飯山市	遊休荒廃農地対策事業	農業者	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①農業者 ②新規就農者	①120,000円/10a ②180,000円/10a
		静岡県	河津町	荒廃農地等対策事業費	農業者等	町内全域 (国事業採択農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。
	松崎町		耕作放棄地等環境保全活動支援 事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	耕作放棄地の環境保全	耕作放棄地の環境保全活動にかかる経費の一部を補助。	10aあたり2,000円（対象面積×2,000円）
			荒廃農地環境保全対策事業	団体	町内全域 (荒廃農地)	耕作放棄地の環境保全	耕作放棄地の環境保全活動にかかる草刈り機購入経費の一部を補助。	経費の1/2（上限300,000円）
	沼津市		荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内の農業振興地 域の農用地区域及 び地域計画の区域 内 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4 ※農業用排水施設の新設、廃止又は変 更の場合は、県1/2、市町村1/2
	伊東市		農地再生事業 (伊東市担い手育成総合支援協 議会事業)	農業者等	市内全域 (農地法第3条の許 可及び利用権の公 告から1年以内の農 地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	農地再生事業（①：農地の障害物除去、深耕、整地、②：①と併せて行 う土壌改良事業）にかかる費用の一部を補助。	補助対象経費の1/2以内（上限：500,000円）
御殿場市	荒廃農地再生・集積促進事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4		

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	静岡県	三島市	耕作放棄地再生利用事業	農業者等 認定農業者 認定新規就農者	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業、土壌改良、営農定着に係る経費の一部を補助。 ①再生作業（障害物除去、深耕及び整地等） ②樹木伐採（隣地の樹木等の伐採）	①150,000/10a ②150,000円/1件
		伊豆の国市	耕作放棄地リノベーション事業 (6月上旬施行予定)	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	対象農地の賃貸借料、耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①対象農地で農作物の栽培 ②対象農地で景観形成作物を作付け	①10/10以内 上限10aあたり40万円 ②10/10以内 上限10aあたり20万円 再生2～3年目も段階的に補助あり
		函南町	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		裾野市	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		富士宮市	荒廃農地再生・集積促進事業	農業者等	市内全域 (県事業採択農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		富士市	荒廃農地再生・集積促進事業	農業者等	市内全域 (県事業採択農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		静岡市	静岡市荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	市：9/10 ※上限2,000,000円
		焼津市	農業振興支援事業（経営改善活動支援事業）	認定農業者等	市内全域	地域農業の担い手確保	地域農業の担い手支援に係る経費の一部を補助。 耕作放棄地の解消及び防止の取組	事業費（市基準単価（毎年度変動）×実施面積）の1/2又は100,000円（エコファーマー又はみどり認定：120,000円）のいずれか低い額
		吉田町	荒廃農地再生事業	農業者等	町内全域	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a以内 ※上限：100,000円
		川根本町	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4 ※農業用排水施設の新設、廃止又は変更の場合は、県1/2、市町村1/2
		磐田市	荒廃農地対策事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業、土壌改良及び施設等補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業（自主解消） ②再生作業（業務委託） ③土壌改良 ④施設等補完整備	①10分の10以内 ※上限：100,000円/10a ②1/2 ③25,000円/10a ④1/2
		掛川市	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		袋井市	袋井市荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		御前崎市	荒廃農地対策事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の発生防止、再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（圃場整備）に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：100,000円/10a
			荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業（障害物除去、深耕、整地、土壌改良等） ②施設補完整備（農業用排水施設、農道等）	①1/2 ②1/4 ※農業用排水施設整備：1/2
		菊川市	荒廃農地再生・集積促進事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び施設補完整備に係る経費の一部を補助。 ①再生作業 ②施設補完整備	①県：1/2、市町村：1/2 ②県：1/4、市町村：1/4
		浜松市	荒廃農地再生事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（伐採、草刈り、抜根、土壌改良、整地等）に係る経費を補助。	10/10 ※対象事業費200万円未満

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
関東局	静岡県	浜松市	再生農地営農支援事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の発生防止及び利用促進	再生農地等の土壤改良、営農定着、廃棄物処分に係る経費の一部を補助。 ①土壤改良 ②営農定着 ③廃棄物処分	○経費の1/2 ①25,000円/10a(年1回×3年間) ②25,000円/10a(年1回×3年間) ③50,000円/10a(初年の1回限り)
北陸局	新潟県	村上市	耕作放棄地再生利用支援事業	認定農業者等	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地)及び併せて行う土壤改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)に係る経費の一部を補助。	1/3 ※上限:50,000円/10a
		新発田市	強い農林水産業づくり支援事業 (耕作放棄地対策)	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(除草剤等)に係る経費の一部を補助。	25,000円/10a以内 ※上限:100,000円/年(県単事業の活用が可能な場合は200,000円/年)
		聖籠町	遊休農地対策事業	農業者等 (賃借等)	町内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生、利用促進及び景観形成	遊休農地の再生作業(障害物除去、整地等)、危険防止及び景観形成に係る経費の一部を補助。 ①危険防止活動(障害物撤去、整地等の支援) ②景観作物等作付け活動(耕うん、播種、除草等に対する支援) ③再生利用活動(障害物撤去、整地等の支援)	1/2 ①1回限り ②年1回分、2回を限度 ※上限:20,000円/10a ③1回限り
		新潟市	遊休農地解消推進事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域内の遊休農地)	遊休農地の解消と農地の有効利用の推進	遊休農地の解消に要した実費額、もしくは、要した経費の一部を助成。	解消に要した実費額、もしくは、10アール当たり50,000円を上限に、利用権の設定、又は、許可した面積を乗じた金額のいずれか少ない方
		五泉市	遊休農地対策補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業(耕起、作付け等)に係る経費の一部を補助。 ①耕起 ②耕起・作付	①3,000円/10a以内 ②5,000円/10a以内 ※上限:50,000円/申請
		長岡市	耕作放棄地予防・解消事業	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①一般地域 ②中山間地域等	①20,000円/10a ②40,000円/10a
		湯沢町	水田基盤等整備事業	農業者等	町内全域 (不整形水田)	耕作放棄地(水田)の発生防止及び利用促進	不整形水田の整備(整形、農道、用排水路等)に係る経費の一部を補助。 ①整備(発注) ②整備(自力施工)	①1/3 ※認定農業者等が耕作予定:1/2 ②1/2 ※上限:200,000円/申請
		妙高市	妙高市耕作放棄地解消推進事業	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の解消と農地の有効利用を推進	耕作放棄地の再生作業等(再生・利用するために行う障害物除去、深耕、整地、土壤改良等)に係る経費の一部を補助。	25,000円/10a(上限)
		上越市	中山間地域振興作物生産拡大事業	農業者等	市内全域 (中山間地域)	荒廃農地の発生防止、再生、利用促進及び地域農業の振興	中山間地域において作物を栽培していない農地や水稲の作付が困難な状態となり、休耕地となるおそれのある農地の再生作業、営農定着及び利用促進(種苗の購入)に係る経費の一部を補助。 ①農地の再生作業及び営農定着作業(排水対策、深耕、土壤改良、営農資機材の調達、肥培管理等) ②種苗販売者からの種苗の購入	①再生作業・営農定着:75,000円/10a ②種の購入:8,000円/10a 苗の購入:100,000円/10a
		富山県	黒部市	黒部市放棄農地解消協力金	農業者等	市内全域 (不耕作農地)	荒廃農地の解消と有効利用	1年以上不耕作の農地の保全管理または利活用に係る経費の一部を補助。 ①保全管理タイプ:3年以上の権利設定等を行い、年2回以上の草刈り・耕起等を行う。 ②利活用タイプ:5年以上の権利設定を行い、農作物や花きの栽培を行う。
		上市町	上市町耕作放棄地対策事業費補助金	農業者等団体	町内全域(耕作放棄地)	耕作放棄地の解消	耕作放棄地を耕作可能な状態にし、かつ、事業を実施する年度から起算して3年以上継続して耕作する	・対象経費(草刈り等・抜根整地作業等)の1/2 ・限度額 草刈り等⇒25,000円/10a、抜根整地作業等⇒50,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率	
北陸局	石川県	金沢市	中山間地域遊休農地活用就農者支援事業	新規就農者等	市内全域 (中山間地域)	遊休農地の再生、利用集積及び担い手育成	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①土地の賃借料(5年度まで) ②土地基盤整備費(3年度まで) ③土壌改良資材費(3年度まで) ④生産施設整備費(3年度まで) ⑤農業機械整備費(3年度まで)	①1年度目:10/10以内 2年度目:9/10以内 3~5年度目:8/10以内 ※上限:10,000円/10aかつ50,000円 ②8/10(国補助有り:3/10)以内 ※上限:1,200円/m <sup>2</sup> かつ4,800,000円 ③1年度目:10/10以内 2年度目:9/10以内 3年度目:8/10以内 ※上限:30,000円/10aかつ150,000円 ④13/30(国補助有り:1/10)以内 ※上限:910,000円 ⑤1/10以内 ※上限:2,500,000円	
			異業種新規農業参入支援事業	農業参入団体	市内全域 (農業振興地域内の遊休農地)	遊休農地の再生、利用集積及び担い手育成	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①土地の賃借料(5年度まで) ②土地基盤整備費(5年度まで) ③竹林整備費(5年度まで) ④土壌改良資材費(5年度まで) ⑤生産施設整備費(5年度まで) ⑥農業機械整備費(3年度まで)	①1年度目:10/10(国補助有り:1/2)以内 2年度目:9/10(“:2/5)以内 3~5年度目:8/10(“:3/10)以内 ※上限:25,000円/10aかつ250,000円 ②6.5/10(国補助有り:3/10)以内 ※上限:1,200円/m <sup>2</sup> かつ4,000,000円 ③6.5/10(国補助有り:3/10)以内 ※上限:1,200円/m <sup>2</sup> かつ4,000,000円 ④1年度目:10/10(国補助有り:1/2)以内 2年度目:9/10(“:2/5)以内 3~5年度目:8/10(“:3/10)以内 ※上限:30,000円/10aかつ300,000円 ⑤13/30(国補助有り:1/10)以内 ※上限:1,820,000円 ⑥13/30(国補助有り:1/10)以内 ※上限:2,500,000円	
	福井県	福井市	里地・里山活性化事業(耕作放棄地活用事業)	農業者等	市内全域	耕作放棄地の再生、利用促進及び地域農業の振興	耕作放棄地の利活用に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※上限:150,000円	
			南越前町	中山間地域農地保全事業	農業者等	町内全域 (中山間地域)	耕作放棄地の発生防止、再生、利用促進及び農地の保全	耕作放棄地の再生作業(草刈り、耕作等)に係る経費の一部を補助。 ①Bランク農地 ②Cランク農地 ③Dランク農地 ④Eランク農地	中間管理機構、(円滑化団体等)との契約 ①2,000円/10a(0円/10a) ②7,000円/10a(5,000円/10a) ③10,000円/10a(8,000円/10a) ④15,000円/10a(12,000円/10a) ※円滑化団体等については、R2~R5年度まで段階的に変更
	東海局	岐阜県	大垣市	耕作放棄地解消対策事業	農業者団体等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①荒廃農地調査表に記載された農地 ②草刈り機など簡易な機械等で解消可能な農地(草丈1.5m以上) ③草刈り機のみで解消可能な農地(草丈1.0m~1.5m)	①50,000円/10a以内 ②30,000円/10a以内 ③15,000円/10a以内
				垂井町	遊休農地解消自主的再生支援事業	農業者 (使用貸借等)	町内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①農業用機械で再生できる場合 ②農業用機械で再生できない場合
美濃市			農業元気づくり補助金	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地解の再生作業(伐採・伐根・土壌改良整地等)に係る経費の一部を補助。	補助対象経費の1/10以内 ※上限:100,000円	
恵那市			耕作放棄地解消事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の発生防止及び再生作業に係る経費の一部を補助。 【再生利用活動】 ①障害物撤去、深耕、整地等 ②障害物撤去、深耕、整地等(重機を用いる作業) ③土壌改良等 【発生防止活動】 ④深耕、整地等 ⑤深耕、整地等(重機を用いる作業) ⑥土壌改良等	①補助対象経費の1/2又は50,000円/10aのいずれか低い額 ②1/2 ③補助対象経費の1/2又は25,000円/10aのいずれか低い額 ④補助対象経費の1/2又は20,000円/10aのいずれか低い額 ⑤1/2 ⑥補助対象経費の1/2又は25,000円/10aのいずれか低い額	
下呂市			遊休農地解消支援事業	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	利用権設定により遊休農地を復旧し、主食米以外の作物を作付けした場合の作付けに要する経費(ただし、復旧行為が属する年度を含めず、3年以上継続して耕作することを条件とする。)	上限10a当たり7万円	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東海局	岐阜県	可児市	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	市内全域 (農用区域内の荒 廃農地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生に係る経費の一部を補助。 ①復旧基盤整備に要する経費 ②維持管理に要する経費	①160円/10㎡(対象農地 年1回まで) ②240円/10㎡(対象農地 年3回まで)
		高山市	耕作放棄地再生利用事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (耕作放棄地及び耕 作放棄地の恐れが ある農地)	耕作放棄地等の再生利用	耕作放棄地等を再生利用するため、農業者(個人、団体、企業等)が実施 する耕作放棄地等を活用した取り組みや活動において、農地を再生する ための必要な経費等に対する助成	補助対象経費の8/10以内
愛知県	犬山市	荒廃農地等利活用促進事業	農業者等	市内全域 (市街化調整区域)	荒廃農地等の再生及び利用促進	荒廃農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①重機を使用する場合 ②重機を使用しない場合 ※申請は1年に1度まで	①60,000円/10a以内 ※上限18万円 ②50,000円/10a以内 ※上限15万円	
		稲沢市	遊休農地流動化促進事業	①農業者 (賃借等) ②地権者及び管 理者	市内全域 (遊休農地(畑))	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	①遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ②受け手が見つかるまでの休耕措置として遊休農地に敷設する防草シー トの敷設経費の一部を補助。	①100,000円/10a ②10aあたり10,000円または防草シートの購 入費及び敷設委託費に相当する額のいずれか 低い額
		岩倉市	遊休農地等活用推進事業 (農業振興事業助成金)	認定農業者等 (遊休農地)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促 進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	事業費の1/2以内 上限1,000円/10㎡
		阿久比町	景観作物(花)の種子の配布	農地所有者等	町内全域	耕作放棄地の発生防止及び景観形成	耕作放棄地の発生防止及び景観作成(景観作物の種子配布)に係る経費補 助 ①ヒマワリ ②コスモス ③菜の花 ④レンゲ	①600g/10a ②2L/10a ③1kg/10a ④3kg/10a
		東浦町	遊休農地対策事業	農業者(担い 手)	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び地域農 業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a
		知多市	遊休農地対策事業	農業者	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び地域農 業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	30円/㎡
		豊橋市	耕作放棄地解消事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、利用促進及び地域 農業の振興	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①主に草丈1.5メートル程度で重機を使用しなくても復元可能な農地 ②主に草丈1.5メートル程度で樹木類や岩石、その他の要因によって申請 時の現況から、耕作可能な状態まで復元するために重機が必要な農地	①30,000円/10a ②50,000円/10a
			農業機械リース事業(豊橋市耕 作放棄地対策協議会)	農業者等	市内全域 (耕作放棄地等)	耕作放棄地等の再生及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業に係る農業機械の貸し出しを補助。	無償 ※燃料は利用者負担
		豊川市	遊休農地復旧対策事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	①耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地等)に係る経費の一 部を補助。 ②耕作者の圃場が耕作放棄地に隣接している場合は、上乗せ補助	①30,000円/10a ②10,000円/10a(R4~)
		蒲郡市	耕作放棄地対策事業	農業者等 (売買又は賃借 等)	市内全域 (耕作放棄地等)	耕作放棄地等の再生及び利用促進	耕作放棄地等の再生作業(支障物除去、整地、土壌改良等)に係る経費 の一部を補助。	補助対象経費又は50円/㎡のいずれか少ない 額。 ※1㎡未満は切り捨て
田原市	耕作放棄地再生利用補助事業	農業者等 (売買又は賃借 等)	市内全域 (農用区域内の荒 廃農地)	荒廃農地の再生、利用促進	荒廃農地の再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び補完事業(客 土、施設修繕、廃棄物処理等)に係る経費の一部を補助。 ①認定新規就農者以外 ②認定新規就農者	①補助対象経費の1/2以内 ②補助対象経費の3/4以内 ※上限:200万円/10a		
三重県	いなべ市	耕作放棄地再生事業	農業者団体等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良等)に係る 経費の一部を補助。 ①草・灌木の刈払い ア径6cm超の灌木・草有 イ草・灌木有 ウ草(密生)のみ ②抜根・除礎 ③整地(均平作業) ④土壌改良の資材費	①A60,000円/10a イ53,000円/10a ウ45,000円/10a ②50,000円/10a ③40,000円/10a ④50,000円(上限)/10a	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
東海局	三重県	四日市市	優良農地復元化事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助 ①再生作業(委託) ②再生作業(自ら施工) ③土壌改良(2年目)	①1/2以内 ※上限:300,000円/10a ②50,000円/10a ③25,000円/10a
		菟野町	耕作放棄地再生活動支援事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①1年目(障害物除去、抜根、整地、草刈り、土づくり) ②2年目(土づくり)	①50,000円/10a ②25,000円/10a
		鈴鹿市	荒廃農地再生事業	農業者等 (使用賃借等)	市内全域 (農業振興地域)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①荒廃農地再生事業 ②荒廃農地振興作物作付事業	①50,000円/10a ②10,000円/10a
		亀山市	耕作放棄地解消事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:100,000円/10a
		津市	要活用農地復元事業	認定農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		伊勢市	遊休農地活用事業	農業者等	市内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良等)に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:10,000円/a
		大台町	大台町農業コミュニティ構築補助金事業	集落協定	協定農用地	優良農用地の確保 遊休農用地の発生防止 農業者のモチベーション維持及び向上 集落ぐるみで農用地の保全	遊休農地の農地再生活動及び農地維持に係る経費の一部を補助 (日当、購入・リース費、外注費その他支出、個人配分)	集落協定農用地面積×10,000円/10a
		大紀町	大紀町耕作放棄地再生事業支援金	農業者等	町内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地と判断され3年以上耕作せず放置された農用地区域内の農地の再生に要した費用の一部を補助する。 また、その年度から起算して5年間以上当該農地で農作物の生産が見込まれること。	1/2(1,000円未満端数切捨て) ※上限:50,000円/10a
		志摩市	耕作放棄地再生支援対策事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、土壌改良等)に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限:15万円
		伊賀市	耕作放棄地再生事業	認定農業者等	市内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び営農定着に係る経費の一部を補助。 ①菓種の作付け ②有機栽培 ③その他の作物	①50,000円/10a ②50,000円/10a ③30,000円/10a
		紀北町	休耕田農地利用化促進事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/2 ※事業費60,000円/10aを超える場合 :30,000円/10a
近畿局	滋賀県	長浜市	耕作放棄地解消対策補助金	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生、利用促進及び地域農業の振興	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。  遊休農地の再生作業(草刈り)及び利用促進(景観植物、花き等の作付け)に係る経費の一部を補助。 ①景観作物の作付け ②獣害対策 ③農作物(水稲を除く。)、花きの作付け ④主食用以外の水稲作付け	50,000円/10a  ①4,000円/a ※2年目以降:1,000円/a ②2,000円/a ③7,000円/a ※2年目以降:4,000円/a ④5,000円/a ※2年目以降:2,000円/a
		守山市	耕作放棄地再生利用事業補助金	農業者等	農振農用地内の耕作放棄地	耕作放棄地の解消と農地の有効利用	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	75,000円/10a(経費が15万円以上に相当する場合) 50,000円/10a(経費が10万円以上15万円未満に相当する場合)
		甲賀市	経営所得安定対策推進事業 (耕作放棄地解消事業)	甲賀市農業再生協議会	市内全域	耕作放棄地の解消および利用促進	耕作放棄地解消事業(景観作物の作付)に係る経費の一部を補助。	8,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
近畿局	京都府	京田辺市	耕作放棄地解消事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、利用促進及び地域農業の振興	耕作放棄地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）、施設等補完整備及び土づくりに係る経費の一部を補助。 ①農地再生事業 ②農地再生施設等補完整備事業（既存農業用水路の浚渫、補修等） ③再生農地土づくり事業（肥料及び有機質資材の投入等）	①50,000円/10a ②3/10以内 ※上限：25,000円/10a ③1/2以内 ※上限：25,000円/10a
		大阪府	高槻市	農業基盤保全事業（遊休農地対策事業）	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生及び利用促進	水稲または戦略作物、産地交付金の対象と設定された作物の生産、特定農地貸付を伴う市民農園を開設のための遊休農地の再生作業及び基盤整備（水利施設・農道等）に係る経費の一部を補助。 ①荒廃の程度が軽度な場合（直営施工） ②荒廃の程度が中位な場合（請負施工）
	茨木市	優良農地復元化事業	農業者 (賃借等)	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	交付対象者又は交付対象者から作業委託を受けた者が市内の10a以上の耕作放棄地を優良農地に復元する作業の経費の一部を補助する。また、優良農地に復元する作業を行った土地の土壌改良に係る経費の一部を補助する。	●交付対象者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業 復元を行った面積1aあたり5千円 ●交付対象者から作業委託を受けた者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業 補助対象経費の1/2以内の額（復元を行った面積1aあたり30千円を上限とする） ●優良農地に復元する作業を行った土地の土壌改良事業 土壌改良を行った面積1aあたり2.5千円	
	寝屋川市	農地の保全促進事業 (農地のマッチング事業)	農業者等	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	農地を自ら耕作できないが、農地として残したい意向を持つ人（農地の貸手）などと新たな農地を借りて、営農規模の拡大を図りたい人（農地の借手）などをマッチングすることにより、農地を農地として活用・保全するための取組を行う。農地のマッチングを行う際は、農地の活用・保全の選択肢のひとつとして、市民が農に触れる機会を多くする効果も見込める貸農園の運営を勧めていく。	—	
	寝屋川市	農地の保全促進事業 (貸農園整備事業補助)	農業者等	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	貸農園の整備は、遊休農地の再生及び利用促進につながるとともに市民が農に触れる機会を増やし生活を豊かにする効果、特に貸農園の利用はシルバー世代の健康増進や生きがいがづくりにもつなげることが可能なことから、市として推奨するため貸農園整備の経費に対して補助（最大50万円）を実施する。 (対象) 特定農地貸付等の制度を利用し、新たに市内で貸農園を開設する事業者又は個人。	●通常整備分 貸農園の整備に要する費用に対し補助する。補助率25/100（上限25万円） ●遊休農地整備分 遊休農地を貸農園として整備する場合は、さらに補助を増額する。補助率15/100（上限15万円） ●シルバー世代枠設置分 整備した貸農園のうちシルバー世代の優先区画を50%設けた場合は、さらに補助を増額する。補助率10/100（上限10万円） (合計最大上限50万円)	
	千早赤阪村	営農促進事業	農業者	村内全域	遊休農地の再生及び利用促進	耕作をすることを目的で遊休農地で農地中間管理事業を活用し、農業を行う人に対し、最初の草刈りを村内指名登録業者に委託した場合、委託費の1/2を補助する。	1/2 ※上限4万円	
	兵庫県	神戸市	耕作放棄地復元事業	農業者等 (賃借等)	市内全域	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業（草刈、耕耘）に係る経費の一部を補助。	70,000円/10a（上限）
兵庫県	猪名川町	荒廃農地再生利用促進事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生活動及び再生後の農地の利用促進活動（推奨作物であるそば又はその他の農作物及び景観作物の生産奨励等）に係る経費の一部を補助。 【荒廃農地の再生】 ①再生利用活動（深耕、整地、障害物除去、土壌改良） 【農作物等作付活動】 ②推奨作物の栽培（そば） ③その他の作物又は景観作物の栽培 ※②③については、①の活動を行った補助対象者が再生作業を行った農地で作付することが条件。	①50,000円以内/10a ②20,000円以内/10a ③10,000円以内/10a	
兵庫県	加古川市	遊休農地解消支援事業	農業者団体等	市内全域	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の発生防止及び利用促進（緑肥作物（れんげ・ヘアリーベッチ等）、景観形成作物（コスモス・そば等）の栽培）に係る種子代の一部を補助。 ①コスモス ②そば ③その他景観作物 ④緑肥作物	①4,000円/10a ②2,100円/10a ③1,400円/10a ④1,000円/10a	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
近畿局	兵庫県	加古川市	農地復元整備事業	農業者団体等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a ※上限：20万円/事業
		高砂市	ほ場緑化対策事業	農業者団体等	市内全域	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の発生防止及び利用促進（緑肥作物（れんげ・ヘアリーベッチ等）、景観形成作物（コスモス・そば等）の栽培）に係る種子代の一部を補助。	10/10
		神河町	農地を守る活動推進事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地、遊休農地)	再生困難農地の復元、景観改善、近接農地への影響改善事業、保全管理農地の活用事業	再生困難農地の再生作業、遊休農地の利用促進（植栽用苗木等の資材費）に係る経費の一部を補助。	10,000円/a（上限）
		宍粟市	農地再生応援事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 【農地として利活用（農振農用地に限る。）】 ①再生作業 ②栽培作業 ③基盤整備 【農地以外に利活用（非農地と判断される農地に限る。）】 ④その他	①1/2以内 ※上限：1号遊休農地 5,700円/a 非農地判断の農地 8,900円/a ②1/2以内 ※上限：4,000円/a ③1/2以内 ※上限：20万円 ④1/3以内 ※上限：8,900円/a
		養父市	耕作放棄地再生事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地等）及び土壌改良（肥料、有機物質材の投入等）に係る経費の一部を補助。	定額 ※上限：50,000円/10a
		丹波市	遊休農地再生利用補助事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	20,000円/10a
		洲本市	繁殖和牛放牧推進事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業、利用促進（電牧柵、水飲施設、移動式スタンションの設置、和子牛（雌牛）の購入・保留等）に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：30,000円/10a ※購入に係る補助率は変動
		南あわじ市	耕作放棄地保全事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の保全及び病虫害被害の抑制	耕作放棄地等の保全に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：10,000円/10a
奈良県	明日香村	農村魅力づくり事業	(一財)明日香村地域振興公社	棚田エリア、第1種歴史的風土保存地区等	水田景観の復元と維持管理体制等の構築	村が景観を重要視するエリア（奥飛鳥重要文化的景観区域、第1種歴史的風土保存地区）を中心に、明日香村地域振興公社が荒廃農地を解消して水稲等を作付けし、将来的には耕作できる状態のまま担い手へ引き継ぐ。	-	
和歌山県	和歌山市	遊休農地解消対策事業	農業者等 (賃借等)	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	4,000円/a	
		海南市	農地流動化推進事業	農業者等 (賃借等)	市内全域	荒廃農地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	担い手への農地集積・集約化に係る経費の一部を補助。 ①農地（耕地） ②農地（荒廃農地A） ③農地（荒廃農地B） ④採草放牧地（耕地） ⑤採草放牧地（荒廃農地A相当） ⑥採草放牧地（荒廃農地B相当）	①4,000円/10a ②8,000円/10a ③24,000円/10a ④800円/10a ⑤1,600円/10a ⑥3,200円/10a
		紀美野町	紀美野町農業経営支援事業（メニュー14：遊休農地解消対策）	農業者等 (賃借等)	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	紀美野町の遊休農地1a以上を3年以上借受または取得して生産活動の継続を行う農業者（移転後1年以内）	5,000円/a ※上限：1農家当たり年額15万
		有田市	有田市遊休農地解消支援事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	10,000円/a 1経営体当たり上限額 50万円/年
		湯浅町	湯浅町耕作放棄地再生事業補助金	町内農業者	町内全域	耕作放棄地の解消による担い手への農地集約の促進、耕作放棄地の発生防止	町内に住所を有する農業者で、賃借（5年以上）または売買の手続きが完了しており、1年以上耕作されてなく、かつ、草刈り等管理ができていない農業委員会で遊休農地判定された農地に対して補助	15,000円/a（上限額 750,000円）
		広川町	耕作放棄地解消支援事業	農業者	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	耕作放棄地の再生作業及び担い手への農地集積・集約化に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：15,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
近畿局	和歌山県	広川町	広川町農地リボーン事業補助金	町内農業者	町内全域 (耕作放棄地)	遊休農地等となっている農地を再生させ、その後耕作を行われる方を対象とし、農業に前向きに取り組む町内農業者の方を支援	①遊休農地等の解消に対する補助 ②樹園地等管理に対する補助 遊休農地等を解消しかつ永年性作物を植栽する場合に限る。	①補助金 Aa判定農地 20万円/10a Ab・非農地判定 50万円/10a (上限額100万円/年) ②補助金 新植1年目～3年目 15万円/10a(上限額50万円/年)
		有田川町	有田川町耕作放棄地再生事業	農業者等	町内	耕作放棄地の発生防止と解消による農業振興の推進	耕作放棄地を解消し、10年以上継続して農作物を作付けする者に対し、面積に応じた定額を補助	①貸借権を設定する農地 10,000円/a 最大500,000円 ②同一経営体内で所有する農地 5,000円/a 最大250,000円
		田辺市	遊休農地解消支援補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地)	耕作放棄地の再生及び利用促進 新規就農者、担い手農家への農地集約	遊休農地の再生に係る経費の一部を補助	①水田・畑地 【遊休農地】2分の1(上限:50,000円/10a) 【荒廃農地】2分の1(上限:75,000円/10a) ②樹園地 【遊休農地】2分の1(上限:100,000円/10a) 【荒廃農地】2分の1(上限:125,000円/10a)
		白浜町	農地流動化促進特別対策助成金	農業者等 (賃借等)	町内全域 (農用地区域)	耕作放棄地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	耕作放棄地の再生作業及び担い手への農地集積・集約化に係る経費の一部を補助。 ①新規設定 ②再設定	①10,000円/10a ②5,000円/10a
		すさみ町	遊休農地防止対策事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域)	遊休農地の発生防止、再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①1年以上の遊休農地小作 ②3年以上の利用集積計画の小作	①30,000円/10a ②10,000円/10a ①・②に共通で、以下の特例加算 ※著しい荒廃農地:20,000円/10a加算 ※条件不利農地:1,000円/10a加算
		新宮市	遊休農地解消対策事業補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地等)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業や遊休農地となる農地における生産活動の継続に係る経費の一部を補助。 ①遊休農地(農用地区域内)(全作物) ②遊休農地(農用地区域外)(水稻) ③遊休農地(農用地区域外)(水稻以外) ④遊休農地となる農地(農用地区域内)(全作物) ⑤遊休農地となる農地(農用地区域外)(水稻) ⑥遊休農地となる農地(農用地区域外)(水稻以外)	①3,000円/a(1年目)、 2,000円/a(2年目) ②2,000円/a(1年目)、 1,000円/a(2年目) ③2,500円/a(1年目)、 1,500円/a(2年目) ④2,500円/a(1年目) ⑤1,500円/a(1年目) ⑥2,000円/a(1年目)
		那智勝浦町	学校給食米補助事業	農業者団体等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び地産地消の推進	遊休農地の再生作業及び地産地消(学校給食での配給)に係る経費の一部を補助。	納入価格と地場産米価格との差額
			耕作放棄地対策・旅館米補助事業	農業者団体等	町内全域 (耕作放棄地)	遊休農地の再生、利用促進、観光振興及び地産地消の推進	遊休農地の再生作業及び地産地消(旅館での配給)に係る経費の一部を補助。	納入価格と町長が別に定める耕作放棄地解消・観光振興等に必要と認められる設定価格との差額
		串本町	遊休農地活用支援事業	農業者等 (賃借等)	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の利用促進及び担い手等への農地集積・集約化促進	担い手への農地集積・集約化及び遊休農地の再生作業(苗木の購入等)に係る経費の一部を補助。 ①利用権設定(1年目) ②利用権設定(2年目) ③利用権設定(3年目) ④苗木等購入(初年度のみ)	①6,000円/a ②3,000円/a ③1,000円/a ④町:1/4以内、JA:1/4以内 ※上限:5,000円/a
			学校給食米補助事業	農業者団体等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生、利用促進及び地産地消の推進	遊休農地の再生作業及び地産地消(学校給食での配給)に係る経費の一部を補助。	120円/kg ※学校給食用として出荷した米
		古座川町	農地流動化奨励事業	農業者等 (賃借等)	町内全域	耕作放棄地の発生防止、利用促進及び農業経営の規模拡大	農業経営基盤強化促進事業等を通じて賃借権及び使用賃借による権利を設定し、作付けした者に奨励金を交付。 ①永年作物(所有者) ②一般作物(耕作者)	①30,000円/10a(初年度のみ) ②12,000円/10a

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
中国四国局	鳥取県	米子市	耕作放棄地再生利用対策事業	農業者等 (貸借等)	市内全域 (農業振興地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地、廃棄物処理等)に係る経費の一部を補助。 ①再生作業(委託、事業実施主体直接作業共通) ②耕耘(事業実施主体が直接再生作業の場合) ③草刈り(事業実施主体が直接再生作業の場合) ④樹木の伐採等(事業実施主体が直接再生作業の場合)	①補助対象経費 ②6,000円/10a ③2,000円/時(作業時間) ※補助金の額は、①～③の合計額 (上限:24,000円/10a) ④樹木の伐採等に要する経費の額に相当する額 (上限:50,000円/10a)
		倉吉市	遊休農地解消対策事業	農業者	市内全域	遊休農地の解消及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を助成。	上限:30,000円/10a
		境港市	ストップ荒廃農地支援事業	農業者等	市内全域	市内の荒廃農地の解消と、農業生産の基盤である農地の確保及び有効利用。	農業振興区域の農地において、農業者や農業者組織等が荒廃農地を引き受けて、作物生産を再開するために行う比較的簡易な再生作業等の取り組みに対し支援を行う。	40,000円/10aを上限
島根県		美郷町	美郷町農畜産物等振興事業 (遊休農地対策事業)	農業者等	町内全域 (不作付地)	遊休農地の解消および発生防止	不作付地の再生作業(土壌改良、乾田化等)に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限100千円/10a
		出雲市	新出雲農業チャレンジ事業(遊休農地等利活用事業)	地域農業再生協議会	出雲市内全域 (農振地域内の耕作放棄地)	遊休農地の再生及び利用促進	農業振興地域内の遊休農地の利活用(耕地としての利用及び景観の改善)に係ると認められる経費(抜根・草刈り等に要する経費、支障物件(ハウス等の既存施設・設備)撤去に要する経費、排水改良に係る経費等)	・農業用機械や草刈り機等を使って再生可能な農地:100千円/10a以内 ・低木等が生育している農地:150千円/10a以内
		浜田市	農用地環境保全事業	農業者等	市内全域	荒廃農地の再生及び発生防止	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	①50,000円/10a(上限50万円) ②30,000円/10a(上限30万円)
岡山県		赤磐市	赤磐市耕作放棄地再生事業補助金	赤磐市	市内全域	耕作放棄地の解消及び有効利用	耕作放棄地再生を行う農業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	耕作放棄地再生に要した経費とし、10アール当たり5万円を上限
		瀬戸内市	瀬戸内市耕作放棄地等解消事業 (瀬戸内市生き生き農地再生事業)	瀬戸内市振興公社	市内全農地	耕作放棄地の解消や発生防止により地域農業の活性化を図る	瀬戸内市振興公社が、解消したい耕作放棄地を公募し、公社が耕作放棄地の解消、生産活動を行う。 補助対象:復旧作業、土質改善等	定額 ・復旧作業:5万円/10a ・土質改善:2.5万円/10a
		倉敷市	倉敷市耕作放棄地対策事業 ※R6要領改正	農業者等	市内全域 (農業振興地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生利用促進	耕作放棄地再生利用を行う農業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する ①再生利用活動(再生作業) ②畑地化整備(暗渠排水、客土等)	①再生作業:25,000円/10a又は事業費の1/4のうちいずれか低い方 ※県事業の承認を受けた場合は、50,000円/10a又は事業費の1/2のうちいずれか低い方 ②畑地化整備:200,000円/10a又は事業費の1/2のうちいずれか低い方
		総社市	総社市耕作放棄地対策協議会農地再生利用対策補助金	総社市耕作放棄地対策協議会	市内全農地(農振地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地や荒廃農地を解消して再生・利用する取組みを支援し、農業振興を図る	耕作放棄地・荒廃農地の再生・利用(障害物除去、深耕、整地、土壌改良など)に係る経費の一部を補助。	定額 ・再生作業:5万円/10a
		新見市	新見市荒廃農地再生事業補助金 ※R5新規事業(報告漏れ)	農業者等	市内全域(農業振興地域内)	荒廃農地の再生	荒廃農地の再生(農地の障害物除去、深耕、整地等)に係る経費の一部を補助。	荒廃農地の再生作業後に5年以上耕作する者を対象とし、1事業費の1/2以内(上限10aあたり5万円)
		里庄町	里庄町荒廃農地再生・利活用促進事業補助金	里庄町	町内全域(農用地区域)	耕作放棄地の再生、利用促進	①再生作業(農地の障害物除去、深耕、整地等) ②営農開始(再生作業が行われた農地への堆肥や肥料の投入、種子苗・営農資材の導入等)	①再生作業 10aあたり5万円又は助成対象事業費の1/2以内のうちいずれか低い方 ②営農開始 10aあたり5万円又は助成対象事業費の1/2以内のうちいずれか低い方
		浅口市	浅口市耕作放棄地対策事業	農業者等 (貸借または購入)	市内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の解消及び有効利用	耕作放棄地再生を行う農業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付する ①自然景観に適した景観作物の作付、地力増進に係る経費の一部を補助。 ②再生作業(障害物除去、整地、土壌改良など)に係る経費の一部を補助。	①30,000円以内/10a(年1回分のみ) 上限50,000円 補助対象経費の2/3 ②・障害物除去、整地等に対する支援 50,000円以内/10a(取組み初年度のみ) ・土壌改良に要する支援 25,000円以内/10a(最大2年間) 補助対象経費の1/2

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
中国四国局	広島県	広島市	広島市耕作放棄地再生・利用事業	農業者を含む地域団体等	市内全域	地域団体等に対し、耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地を再生・利用する活動の支援を行うことにより、農地の有効活用を図り、営農環境や景観を保全し、活力と魅力にあふれた農村空間の形成に資する。	耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれのある農地の再生活動(草刈り、抜根、障害物除去、耕起、整地、土壌改良等)及び利用活動(担い手による営農、景観作物の植栽、体験農園等交流活動等)に要する機械借上料、燃料費、作業委託料、種苗費、栽培用資材費等の経費(飲食費及び補助対象団体構成員の人件費を除く。)の補助	補助対象経費の10分の10 (補助限度額:1団体当たり20万円)
		呉市	遊休農地再生支援事業	(1)市内に農地(所有地もしくは借入地含む)を有する農業者、農業法人、農業参入企業及び農業者等の組織する団体等とする。 (2)交付対象とする農業者等は所有(借入地含む)する農地面積が5a以上とする。 (3)補助対象とする農地については、農地法、利用権設定等の農地の権利関係の手続きが完了済みであること又は、見込まれること。 (4)再生する市内農地の総面積が1事業主体当たり5a以上あること。 (5)再生作業を行う年度から起算して5年以上耕作をすること。 (6)国・県・市の同様の他の補助事業の交付を受けていないこと。あるいは重複して申請を行っていない又は、行わないこと。	市内全域 市内の遊休農地で長期にわたり耕作の目的に供されておらず、雑木・アシ・ササ・ツル性植物等を含めた雑草等や、耕土とは異なる土砂等が表面積を覆っており、通常の草刈り機等による除草作業や、耕運機等による耕耘を行うだけでは再生が困難で、抜根や整地等を伴う再生作業を行わないと耕作が可能となる状況に還元できない農地。	呉市における農業の状況は、農業者の高齢化、後継者不足による農業従事者の減少が進む中で、遊休農地の増加が懸念されています。 遊休農地が増大すると、雑草等が繁茂し、病害虫が発生するなど、周辺の農地にも悪影響が心配されることから、遊休農地の解消に取り組むことで、農地の農村環境を改善し、営農活動を開始する農業者等を支援します。	遊休農地の再生に係る経費(諸条件有)を支援	補助対象経費の2分の1以内(補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨て) 1アール当たり14,000円まで 補助限度額は1事業主体及び単年度当たり30万円 ※予算の範囲内において、補助金を支給
	東広島市	新規就農者初期投資支援事業	・新たに農地を所有する人 ・新たに農地を借り受ける人	市内全域	不作付農地の解消及び新たに農業に取り組む人への支援	新たに農業に取り組む人が行う不作付農地の再生に必要な経費に対し補助金を交付。 年度内随時募集 (交付申請額が予算に達した場合は、受付を終了)	補助対象経費に相当する額または、5万円のいずれか低い額 ただし、人口減少地域においては上限10万円	
	廿日市市	廿日市市耕作放棄地対策事業	農業者等	市内全域 (廿日市市農業委員会が荒廃農地と判断した農地)	耕作放棄地の再生、利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、整地、土壌改良など)に係る経費の一部を補助。	①再生作業が困難な農地10万円/10a ②再生作業が比較的困難な農地5万円/10a ③再生作業が比較的容易な農地2.5万円/10a	
	安芸太田町	畦畔除去補助事業	認定農業者、認定新規就農者及び基本構想水準達成者	町内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	畦畔除去によるほ場整備に要する経費を補助。	畦畔除去のみ 1,000円/m 段差解消を含むもの 10万円/10a	
		祇園坊柿新規植栽促進事業	農業者等	町内全域	①耕作放棄地の再生及び利用促進 ②特産振興	耕作地及び休耕地(田・畑)へ新たに祇園坊柿を植栽する経費を補助	2万円/10a	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
中国四国局	山口県	宇部市	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	25,000円/10a ※茶園団地解消の場合：50,000円/10a
			遊休農地作付推進事業	農業者等	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	10,000円/10a
			耕作放棄地活用型機械・施設等整備事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る農業機械・施設等の購入費用の一部を補助。	1/2以内 ※上限：150万円
		下松市	荒廃農地対策事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域内の荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。	2,500円/a
		光市	遊休農地活性化事業	農業者等	市内全域	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生に係る経費の一部を補助。	8,000円/10a
		柳井市	耕作放棄地解消支援事業	農地所有者等	市内全域 (農業振興地域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①営農再開(草刈り、耕起、作付け) ②景観保全(草刈り、耕起)	①25,000円/10a以内 ②15,000円/10a以内 ※②翌年度に作付の場合 ：10,000円/10a以内加算
		美祢市	いきいき農地リフレッシュ事業	農業者等	市内全域	・農地の保全、耕作放棄地拡大抑制及び美しい景観の形成 ・畜産農家の省力化による経営改善 ・山口県産米の作付促進	①景観作物の種子又は苗代の補助 ②山口型放牧を行うために要する資材代の補助 ③主食用水稲の生産に係る経費の補助	①10/10(1,000円/aを上限) ②1/2(100,000円を上限) ③1/10(10,000円/10a) ※①②③とも補助対象経費は消費税を除いた額とし、補助額は1,000円未満の端数切り捨て
		周防大島町	周防大島町耕作放棄地再生支援事業	農業者等	町内全域	遊休農地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	25,000円/10a以内
		平生町	平生町耕作放棄地解消事業	農地所有者等	町内農業振興地域で再生可能な耕作放棄地	耕作放棄地の解消促進	耕作放棄地の解消に係る経費の一部を補助。 ①営農再開(草刈り、耕起、作付け)	①25,000円/10a以内
		徳島県	徳島市	耕作放棄地再生サポート事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る大型草刈り機の貸付等を補助。
美馬市	耕作放棄地再生保全モデル事業			農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助 ①商品作物等栽培事業 ②景観形成作物栽培事業	①1年目…7,000円/a(700千円を上限) 2年目～5年目…1,000円/a(100千円を上限) ②1年目…3,000円/a(300千円を上限) 2年目～5年目…1,000円/a(100千円を上限) ※面積に応じ、別途重機借上料3,200円/aを補助
勝浦町	荒廃農地解消支援事業			農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生	荒廃農地の解消に必要な重機使用料及び土地改良費の経費の一部を補助。 ①認定農業者以外 ②認定農業者	①2/3 ※上限：200,000円 ②3/4 ※上限：300,000円
上板町	荒廃農地再生利用促進事業			農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地を取得し、再生作業に係る経費の一部を補助。	100,000円/10a
	耕作放棄地再生事業			農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地を新規に借受け、再生作業に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
香川県	丸亀市			遊休農地活用事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。
		さぬき市	遊休農地活用事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	遊休農地等の再生及び利用促進	遊休農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a 60,000円/10a(建設機械を使用した場合)
		東かがわ市	遊休農地等利活用促進単独補助事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生	遊休農地の障害物除去、深耕、整地及びこれらの作業と併せて行う土壌改良(肥料若しくは有機質資材の投入又は緑肥作物の栽培)	90,000円/10a(上限50万円)
		土庄町	遊休農地利活用促進事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地等の再生作業に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a 60,000円/10a(建設機械を使用した場合)

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率	
中国四国局	香川県	三木町	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	町内全域(荒廃農地)	荒廃農地の解消・復元	耕作放棄地の復元作業に係る機械経費の一部を補助	草刈り機・フレールモアを使用の場合 2万/10a バックホウを使用の場合(自力) 3万/10a " (委託) 4万/10a	
		愛媛県	松山市	荒廃農地再生利用事業	認定農業者、認定新規就農者、営農集団、人・農地プランの中心経営体として位置付けられた農業者	農業振興地域内の荒廃耕地	荒廃農地の再生	優良農地の確保及び有効活用を図るため、荒廃している農地を再生・利用するために必要な経費に対する補助	1/3以内
		今治市	今治市荒廃農地再生利用事業	認定農業者等	市内全域(荒廃農地)	荒廃農地の解消と農地の有効活用	樹木の伐採・抜根等の障害物の除去、排水施設の整備、深耕、客土、整地等に要する経費に対する補助	10,000円/1a	
		西条市	西条市耕作放棄地再生支援事業	荒廃した市内農地を買い入れ、又は利用権設定等により借り受け、その解消を行う農業者等(個人及び法人)	市内全域(荒廃農地)	耕作放棄地の解消	荒廃した農地の復田等(樹園地の場合にあっては、伐採、抜根、整地等)に要した経費を補助	10a当たり7万円以内	
		上島町	遊休農地再利用対策事業費補助金	上島町に住所を有する者	町内3アール以上の一回の農地	荒廃農地の再生	遊休農地の再生のための重機等使用する経費について補助	重機等を使用する経費の2分の1以内 遊休農地10アール当たり6万円を限度とする。(1,000円未満は切り捨て)	
		久万高原町	耕作放棄地対策事業	事業実施年度を含め、3年以上農作物の生産及び景観作物の作付けを継続する個人又は団体	町内全域(荒廃農地)	荒廃農地の再生及び景観美化	耕作放棄地の再生作業に係る機械経費(燃料費・リース料等)、労務費(日当)に係る経費を補助 農業生産活動に必要な農業資材、種苗に係る経費を補助	5万円/10a ただし、補助対象面積は5a以上とする。	
	高知県	高知市	有望品目生産支援補助金	農業者等	市内全域(中山間地域)	耕作放棄地の発生防止、再生、利用促進及び有望品目の普及促進	耕作放棄地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①種苗購入事業 ②ほ場整備事業(過去1年間耕作の実績がないほ場に係るものに限る。)	①1/2以内 ※上限:20万円 ②3/4以内 ※上限:10万円	
			いの町	いの町がんばる農業支援事業費補助金のうち荒廃農地等利活用促進事業	認定農業者	いの町内	荒廃農地の発生防止及び再生利用活動の促進	農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良(肥料、有機質資材等)に係る経費。 (自ら施行等を行った場合の施工費、人件費等は対象外)	1万円/10a(対象は施工面積)
			津野町	景観保全推進モデル事業	津野町	津野町内農地	中山間地域等直接支払制度未加入の荒れた農地の復活	○重機レンタル代 ○日当 ○燃料代など	10a当たり25,000円
			大月町	有望品目産地化推進事業	活動組織等	町内全域	有望品目の普及促進	有望品目の普及促進に係る経費の一部を補助。①有望品目導入支援②荒廃農地再生活動支援③有望品目販売促進活動支援	①1/2以内※上限:50万円②1/2以内※上限:20,000円/10a③1/2以内※上限:50万円
九州局	福岡県	福岡市	耕作放棄地再生利用交付金	農業者等	市内全域(市街化調整区域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、深耕、整地等)及び利用促進(市推奨作物栽培(土壌改良、機材調達等))に係る経費の一部を補助。 ①再生作業(重機を使用する場合) ②再生作業(重機を使用しない場合) ③市推奨作物栽培(再生後)	①1/2以内 ※上限:15,000円/1a ②5,000円/1a ③1/2以内 ※機械・施設費を除く	
		糸島市	耕作放棄地有効活用事業	農業者	市内全域(市街化区域を除く、荒廃農地A分類)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生事業(障害物除去、深耕、整地及び土壌改良等)に係る経費の一部を補助。 ①農振農用地区域 ②上記以外の区域(市街化区域を除く)	①50,000円/10a ②20,000円/10a ※1回限り	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
九州局	福岡県	久留米市	荒廃農地再生事業	認定農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び土壌改良に係る経費の一部を補助。 ①再生作業（障害物除去、深耕、整地等） ②土壌改良（再生作業後） ※農振農用地区域のみ対象	①1/2又は50,000円/10a ②1/2又は25,000円/10a ※上限：100万円
		香春町	香春町農地バンク	市町村	町内全域	耕作放棄地の利用促進	土地所有者により登録された耕作放棄地等を利用希望者に情報提供。	-
		大牟田市	農業振興事業（遊休農地流動化促進事業）	農業者等	市内全域 (農業振興地域)	遊休農地の再生、利用促進及び地域農業の振興	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	27,000円/10a
		北九州市	豊かな実りを育む農地再生事業	遊休農地の再生を行った個人及び団体	北九州市農業委員会が遊休農地と認定した土地	遊休農地の再生	北九州市農業委員会が遊休農地と認定した土地を耕作可能な状態までに復旧作業を行った者に対して助成を行う。	定額 30,000円/10a(人・農地プランの実質化に向けた取組が行われている地域の場合は40,000円/10a)
		苅田町	苅田町遊休農地解消支援事業	苅田町	町内の農業振興地域内の遊休農地	町内の遊休農地の再生利用と、農地の確保及びその有効活用を促進し、生産力の低下、有害鳥獣や害虫の発生等の問題解決を図ることを目的とする。	荒廃した農地を引き受けて作物生産を再開する農業者に対して助成を行う	農地10アール当たり30,000円 (ただし5年以上の権利設定を行った場合は農地10アール当たり20,000円を加算する)
佐賀県	鹿島市	中山間地休耕田等利用促進事業	農業者等	市内全域 (中山間地域)	荒廃農地の発生防止、再生及び利用促進	荒廃農地の発生防止、再生作業に係る経費の一部を補助。 ①基盤整備（狭地倒しや軽微な水路整備、圃地改良等） ②土壌改良（土壌改良材の投入等）	①1/2以内 ※上限：65,000円/10a ②事業実績額以内 ※上限：10,000円/10a	
		太良町	農地基盤整備事業	農業者等	町内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業及び利用促進に係る経費の一部を補助。 ①畑整備 ②水田畦畔整備	①80%以内 ※上限：500,000円/10a ②80%以内 ※上限：4,000円/m
		嬉野市	農地再生支援事業	農業者等	市内全域 (遊休農地のうちの茶畑)	遊休農地の再生及び利用促進	耕作放棄茶園を伐採した後、抜根までを実施し農地の再生を行うのに要する経費(抜根後の農地利用計画を作成し、農地として適正な管理を行う。)	50,000円/10a (補助対象面積は、伐採及び抜根を行った面積で、10a以上最大50aまでとし、100m <sup>2</sup> 以下は、切り捨てて。)
長崎県	西海市	荒廃農地再生事業	農業者等	市内全域	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①一般 ②認定農業者等	①40,000円/10a ②50,000円/10a ①、②ともに上限面積を30aまでとする。	
		雲仙市	光り輝く雲仙力アップ事業(耕作放棄地対策事業)	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助 ①工事請負費、機械借上料及び耕作放棄地再生にかかる初回作付けの諸材料費) ②放牧施設整備事業 放牧地整備に係る諸材料費、耕作放棄地解消に係る機械借上料等	①1/2以内 ※上限：15万円/10a ②1/3以内 ※上限：100万円
		南島原市	農地等有効活用推進事業	認定農業者等	市内全域	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（抜根、整地等）に係る費用の一部を補助。	1/2以内 ※150,000円/10a 上限150万円
		長与町	耕作放棄地再生事業	農業者等	町内全域	耕作放棄地の再生及び利用促進	農業委員会の農地利用状況調査において耕作放棄地と判定された農地の再生にかかわる費用に対する補助。 加算金は農地中間管理機構を通じて農地を新たに借り受けた場合に適用する。 再生後5年間は耕作を行うこと	【A分類】30,000円/10a 【B分類】40,000円/10a 【加算】10,000円/10a
		新上五島町	農業振興奨励事業（荒廃農地復元対策事業）	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	10,000円/a
熊本県	人吉市	人吉市有害鳥獣被害対策事業	被害防止の対象となる農林産物を生産販売を目的としている農業者または営農集団	市内全域	有害鳥獣からの被害を防止し、農地の遊休農地化を未然に防ぐ。	年々、拡大している猪、鹿、猿などの有害鳥獣から被害を防止し、農林産物の生産性の向上を図る場合に必要電気柵等の施設の導入に係る経費の一部を助成する。	事業費の概ね1/2以内で最高5万円	

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率	
九州局	熊本県	天草市	集落連携放牧モデル事業	活動組織等	市内全域	耕作放棄地の再生、利用促進及び鳥獣害の低減	耕作放棄地の再生作業及び利用促進（電気柵等の施設導入等）に係る経費の一部を補助。 【協定面積払】 ①10ha以上 ②8ha以上 ③6ha以上 ④4ha以上 ⑤2ha以上 【放牧面積払】 ⑥放牧面積払	①50万円 ②45万円 ③40万円 ④35万円 ⑤30万円 ⑥20,000円/10a ※補助金の額は、協定面積払と放牧面積払の合計額（上限：100万円/組織）	
		玉名市	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	市内全域 (県事業採択農地)	耕作放棄地の再生、利用促進及び景観形成	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	10,000円/10a	
		永川町	荒廃農地等利活用促進交付金事業	農業者等	町内全域 (農業振興地域内の荒廃農地等)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業（障害物除去、深耕、整地及び土壌改良等）及び施設等補完整備（暗渠排水、客土等）に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限：100万円	
		芦北町	耕作放棄地解消促進事業	農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①重機を用いない作業 ②重機を用いた造成等を行う作業（直営施工） ③重機を用いた造成等を行う作業（請負施工）	①20,000円/10a以内 ※上限：100,000円 ②1/3以内 ※上限：100,000円 ③1/3以内 ※上限：500,000円	
		津奈木町	耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業	農業者等	町内全域	耕作放棄地の発生防止、再生及び利用促進	耕作放棄地の再生整備等に係る経費の一部を補助。	50%以内 ※上限：100万円	
		山江村	特産物振興事業（果樹総合振興推進対策事業（くり・ゆず））	農業者等	村内全域	耕作放棄地の再生、利用促進及び地域農業の振興	耕作放棄地の再生作業（刈払、整地、作業路整備等）に係る経費の一部を補助。	7/10	
		苓北町	耕作放棄地（遊休農地）解消事業	農業者・地域営農組織等農地へ復元する者	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地解消の再生作業（伐開・抜根等に係る経費の一部を補助。 ・農業者（自己所有地以外） ※実績が無かったため、補助対象者の要件を緩和（認定農業者及び認定新規就農者 → 農業者）	15,000円/10a	
		玉東町	耕作放棄地（遊休農地）解消事業	農業者・地域営農組織等農地へ復元する者	町内全域 (遊休農地)	耕作放棄地を解消し、農業生産力の回復や美しい景観づくりの推進	遊休農地解消の再生作業（伐開・抜根等に係る経費の一部を補助。 ・農業者（自己所有地以外） ・町内に住所を有するもの、又は、主たる事務所の所在地が町内にある地域営農組織等。 ・耕作放棄地解消事業（耕作放棄地利用促進事業）に取り組む農業者等。	10,000円/10a	
		大分県	臼杵市	臼杵市耕作放棄地解消事業補助金	農業者等	市内全域	耕作放棄地を解消し、農地利用の最適化を図る	耕作放棄地のうち優良農地として再活用が見込める農地を借り受け、農業の生産性の向上を目指す者（借り手）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助対象となる農地：①、②のいずれにも該当するもの) ① 5年以上の利用権設定又は中間管理機構による利用配分を受ける農地 ② ①の貸借料について、原則5年間無料とする農地	耕作放棄地解消に係る事業費の3分の1以内（1,000円未満切捨）で、下記のいずれかの補助（上限金額） ① 刈払い機、乗用草刈機等による解消 10,000円/10a ② 重機による解消 50,000円/10a
			大分市	大分市農地集積奨励金交付事業	認定農業者等	人・農地プラン作成地域内	耕作放棄地を解消し、農地利用の最適化を図る	農地集積の阻害となる耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助する。 (交付対象農地：①、②、③のいずれにも該当するもの) ① 荒廃農地、荒廃農地相当農地 ② 農地台帳に記載がある農地 ③ 申請年度内に6年以上の中間権が設定され、かつ耕作権が設定される農地	耕作放棄地解消に係る事業費（100円未満切捨）で、下記のいずれかの補助（上限金額） ① 再生作業（重機利用なし）1/2 10万円/10a ② 再生作業（重機利用あり）2/3 400円/㎡ ③ 空ハウス撤去 2/3 880円/㎡ ④ 土壌改良 1/2 5万円/10a
宮崎県	綾町	優良農地等再生整備事業	認定農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業（老朽ハウスの撤去含む）に係る経費の一部を補助。	100,000円/10a		

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
九州局	宮崎県	串間市	耕作放棄地再生利用対策事業	中心経営体等	市内全域 (農用区域内の耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(障害物除去、草刈り、伐根、耕起、整地、土壌改良等)に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		諸塚村	農業省力化促進事業	農業者等	村内全域	遊休農地の再生、利用促進及び作業効率化	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	80%以内 ※上限: 80万円
		高千穂町	優良農地創出事業	認定農業者等	町内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/3以内 ※上限: 30万円
		五ヶ瀬町	五ヶ瀬町遊休農地解消基盤整備事業	農業法人又は農業に従事する者	町内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の発生防止及び利用促進	耕作放棄地の発生防止(水田の改良、改畑)に係る経費の一部を補助。 ①田 ②畑	1/2以内 ①上限: 200,000円/10a ②上限: 150,000円/10a
鹿児島県	鹿児島市	よみがえれ農地事業	農業者等	市内全域 (農業振興地域内の遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	荒廃農地を作物生産可能な農地に復旧するために要した開墾経費に対し経費の一部を補助。	1/2以内	
		日置市	遊休農地解消事業費補助金	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地をを解消し、農地の保全と農業の持続性を図る。	遊休農地の解消に係る経費の一部を助成	※上限20万円 委託施工: 3,000円/a 自己施工(重機合借上げ): 2,000円/a 自己施工(重機借上げ無): 1,000円/a
		枕崎市	認定農業者等担い手育成対策事業	認定農業者 新規就農者 集落営農法人	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地を解消して、農業経営を行う農業者等に対して、解消に係る費用の一部を補助。	※上限20万円 委託施工: 3,000円/a 自己施工(重機合借上げ): 2,000円/a 自己施工(重機借上げ無): 1,000円/a
		南さつま市	遊休農地解消対策奨励金交付事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の解消に係る経費の一部を助成	20,000円/10a
		南九州市	遊休農地等活用条件整備事業	認定農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。	1/3 ※上限: 100,000円/10a ただし、1件当たりの補助金の額は20万円以内とする。
		指宿市	遊休農地再生事業	認定農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業(障害物除去・深耕等)に係る経費の一部を補助。	30,000円以内/10a
		薩摩川内市	地域農業活性化・農福連携支援事業補助金	農業者3人以上で組織する団体 農業生産法人 認定農業者	市内全域 (耕作放棄地、遊休農地)	耕作放棄地の再生及び利用促進 遊休農地の再生及び利用促進	耕作放棄地の解消又は未然防止に係る経費や、農村環境施設(農地、農道、排水路)の維持・補修に係る経費の一部を補助。	3/4以内 ※上限30万円以内
		阿久根市	耕作放棄地解消対策事業	農業者等	市内全域 (耕作放棄地)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①草刈等 ②障害物除去、抜根整地等 ③農業再生活動	①1/2以内 ※上限: 20,000円/10a ②1/2以内 ※上限: 100,000円/10a ③50,000円/10a
		出水市	荒廃農地等利活用促進事業	農業者等	市内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の利用促進に係る経費の一部を補助。	①委託作業 20万円/10a ②直営作業 10万円/10a
		鹿屋市	遊休農地解消対策事業	認定農業者等	市内全域 (農用区域内の遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①第三者に依頼し整備する場合 ②本人自ら整備する場合	緑区分(上限 5万円/10以内) 黄区分(上限 30万円/10以内)
		垂水市	荒廃農地解消事業補助金	農業者等 (賃借等)	市内全域	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業及び営農定着に係る経費の一部を補助。	30,000円/10a
		南大隅町	農地再生支援事業	農業者等	町内全域	遊休農地の再生及び利用促進	荒廃農地の利用促進に係る経費の一部を補助。	1/2以内 ※上限25万円
		西之表市	遊休農地解消対策事業	農業者等	市内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 ①重機等を使用しない場合 ②重機等を使用する場合	①3,000円/a ②5,000円/a ※上限(①+②): 50万円
		瀬戸内町	荒廃農地開拓支援事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	重機を用いた荒廃農地の再生作業を町が実施。	農家負担: 30,000円/10a 再生に係る残りの経費を補助

管轄	都道府県	市町村	事業名	事業実施主体	対象地域	事業目的	事業内容	補助率
九州局	鹿児島県	龍郷町	荒廃農地解消事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の再生及び利用促進	荒廃農地の再生作業(草刈り・集積・耕耘等)に係る経費の一部を補助。	補助対象経費の1/2以内又は15,000円/aのいずれか低い額
		喜界町	遊休農地解消対策事業	農業者等	町内全域 (遊休農地)	遊休農地の再生及び利用促進	遊休農地の再生作業に係る経費の一部を補助。 (条件:農地バンクを通じた10年以上の利用権の設定)	35,000円/10a
		徳之島町	遊休農地等解消事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	遊休農地の再生及び利用促進	借り受けた遊休農地の再生に係る経費の一部を補助	20,000円/10a ※上限10万円
		天城町	農地再活性化支援事業	農業者等	町内全域 (荒廃農地)	荒廃農地の利用促進及びさとうきびの生産拡大	荒廃農地の利用促進に係る経費の一部を補助。 (さとうきびの作付けに限る)	2/3以内 ※上限:51,800円/10a
		与論町	遊休農地解消事業	所有者以外の農業者等	町内全域 (荒廃農地)	遊休農地の再生及び利用促進	荒廃農地の利用促進に係る経費の一部を補助。	35,000円/10a
沖縄局	沖縄県	本部町	本部町耕作放棄地対策協議会補助金交付事業	中心経営体等	町内全域 (農用地区域内の荒廃農地A分類)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(耕起及び整地等)に係る経費の一部を補助。 ①再生作業補助金 ②営農支援補助金	①20,000円/10a ②10a当り50,000円を超えるものとし、10a当り25,000円を上限とする。
		東村	耕作放棄地解消事業	農業者等	村内全域 (農業振興地域)	耕作放棄地の再生及び利用促進	耕作放棄地の再生作業(伐採、耕起、整地等)に係る経費を補助。 ①直営施工 ②請負施工	①3,000円/a(下限:10a) ※上限:40万円(個人)、60万円(法人) ②6,000円/a(下限:10a) ※上限:40万円(個人)、60万円(法人)
		金武町	金武町水田再生利用及び担い手等パワーアップ事業	農業者	町内の水田における遊休農地	①耕作放棄地の再生、利用促進 ②担い手等への農地集積・集約化推進	遊休地の再生(障害物撤去、深耕、整地)に係る経費を補助。	5,000円/a
		国頭村	国頭村経済活性化に向けた耕作放棄地解消支援事業	農業者等	村内全域	耕作放棄地の解消	耕作放棄地の再生作業(障害物の除去、伐採、耕起、整地等)に係る経費の補助	①4,000円/a ※下限10a 上限60a
		沖縄市	人・農地プラン推進事業	中心経営体等	市内全域 (農振農用地内)	耕作放棄地の再生、利用促進及び担い手等への農地集積・集約化推進	耕作放棄地の再生作業(伐採、耕起、整地等)に係る経費を補助。	10/10
		北中城村	北中城村土地改良区耕作放棄地再生事業	農業者等	一部地域(土地改良区又は農振農用地)	農地の最適化	耕作放棄地の再生作業(耕起及び整地等)に係る経費の一部を補助。	50,000円/10a
		うるま市	うるま市地域耕作放棄地対策協議会耕作放棄地対策事業	農業者等	市内全域 (農用地区域内の荒廃農地A分類)	①耕作放棄地の再生及び利用促進 ②かんがい排水計画外における水源の確保	①耕作放棄地の再生作業(伐採、耕起、整地等)に係る経費を補助。 ②水源の確保(井戸、貯水タンク等)に係る経費を補助。	①2/3以内 ※上限:150,000円/10a ②2/3以内 ※上限:200,000円/件
		八重瀬町	八重瀬町荒ぶ地等再開発促進事業	農業者等	町内全域 (荒ぶ地及び山林、原野を再開発)	農用地の有効利用を促進	農業者が行う荒ぶ地等再開発促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において一部を補助	3.3㎡当たり 50円
		久米島町	久米島町遊休農地解消奨励事業	中心経営体等	町内全域 (農用地区域内の荒廃農地A分類)	農用地の効率的利用と経営規模の拡大を促進し、農業生産の向上を図るため	遊休農地を活用して農業生産活動を行うための再生作業に要する経費機械経費(遊休農地の耕起、整地作業に係る経費等)の一部補助	10a当たり 最大20,000円 ※上限:100,000円/50a
		南風原町	南風原町遊休農地解消及び農地深耕奨励事業	南風原町	町内全域	遊休農地解消	遊休農地解消に係る経費の一部を補助。但し、予算の範囲内に限る。	50円/坪